

# 東南アジア学会会報

2009年5月

第90号

## 目次

会長就任挨拶(伊東利勝).....	3
第23期運営体制.....	3
2008年度秋季大会会員総会摘録.....	4
第22期第7回理事会摘録.....	5
第22期第8回理事会摘録.....	7
第5回東南アジア史学会賞の授賞について.....	8
第23期理事予定者会合摘録.....	9
東南アジア学会理事選挙を終えて.....	10
2009年度予算案.....	11

## 第80回研究大会報告

### 自由研究発表

#### メソヂスト教団のマレーシア・ミッション活動

1890年から1905年までのマレー語学習およびマレー語聖書の状況	綱島(三宅)郁子	13
20世紀初頭のペナンの華人と政治参加	篠崎香織	13
リナ・ジョイ係争から見る現代マレーシアとイスラーム 「改宗」をめぐる申し立てと「棄教問題」	光成歩	14
カンボジア中央部、氾濫原の一稲作農村におけるトムノップ灌漑	小笠原梨江	15
1994年労働法制定とベトナム労働総連合(VGCL)	藤倉哲郎	15
イギリス北ボルネオ特許会社統治下における19世紀の経済開発と日本人移民 南繁蔵の組合伐採事業を中心として	都築一子	16
マニラ地域経済圏における商品流通の展開 19世紀から20世紀前半における米穀取引を中心に	千葉芳広	17
植民地期ビルマにおける「映画とカイン」論争 仏教徒カレンの民族的主張、その歴史的・社会的文脈	池田一人	18
タイ・コミュニティ林法を巡る迷走を読む 森林の高価値化、民主化と最辺境域の有した順接/逆説の展開	倉島孝行	19
難民研究の視座 文化人類学の視点から	久保忠行	20
インドネシアの女性労働者 バンドン市家事労働者の事例	横本真千子	21
出かせぎモノ売りにたいする地縁・血縁の役割 中ジャワ州ソロ地方からの出かせぎを事例に	間瀬朋子	21
村の家・森の家 ラオス少数民族カタンの人びとの住まい方 「文字のない少数民族」の変容	徳安祐子	22
ベトナムのムオン人自身によるムオン語の表記と口頭伝承の記述	大泉さやか	23

### シンポジウム1 「東南アジア現代文学の眺望 作家、歴史、社会」

趣旨説明	青山亨	23
インドネシア:「文学コミュニティ」から見える文学実践の多様化	澤井志保	24
マレーシア:多民族社会の中の華人文学	舩谷鋭	25
ベトナム:ファム・コン・ティエンの詩学	野平宗弘	26
タイ:タイ現代文学の登場と新ジャンルの挑戦	アット・ブンナーク	26
カンボジア:内戦終結後からの再出発	岡田知子	26

### シンポジウム2 「世界の中の東南アジア 解体する?東南アジア」

趣旨説明	古田元夫	27
地域主義の湧き源泉としての東南アジア ASEANへの注目	山影進	28
国際的生産ネットワークの形成と経済統合のハブ=スプーク・システム	木村福成	28
東南アジア 研究における地域と専門	白石隆	29
「臨床の知」としての歴史空間	早瀬晋三	29

## 短報

第3回ベトナム学国際会議に参加して 課題と展望	新美達也	30
地区活動報告.....		31
会員情報.....		32
事務局より.....		34



## 会長就任挨拶

会長 伊東利勝

東南アジア学会へと名称が変更され、何かが壊れ、何かが生まれたと実感できることがあったでしょうか。改名に際して、将来への向けての議論が重ねられましたが、期待される組織へと変革をとげたのか、とげつつあるのか、立ち止まって点検する時期にさしかかったように思います。

会員は学会発足以来、一貫して増加してきましたが、このところ成長率が鈍化し、600人台なかばでやや頭打ちの状態にあります。研究大会での報告数は、ここ数年増加しつつありますが、出席者数は、たとえば会員数300人の時代からみて、倍増しているとは申せません。

学会が「史」へのこだわりから解き放たれたならば、大幅な会員増加が見込めると思われていました。しかし現在のところ、この期待は実現されていないようです。東南アジアにかかわる多方面、それこそすべての分野が交差する場となれば、学会としての価値は飛躍的に高まるであろうという皮算用がありました。

これまで世界規模の問題に向き合い、その解決への方策を模索すべく、東南アジアをフィールドにして、既存の学問が深められかつ新領域も生み出されてきました。これが東南アジア(史)学会を成長させてきた原動力であったと考えられます。

ところが今や、知の組み換えにたずさわる現場での、東南アジア(のみならずアジア全般)離れが加速しつつあるように思えてなりません。大学における関係講座や学科は危機的状況にあり、いずこもその存続をめぐって苦境に立たされていることは周知のとおりです。

たしかに教科書が伝える情報量の少なさは、他の地域に比べるべくもありませんし、加えてこのところメディアが伝えるアジアのイメージも、あまり芳しくありません。現代社会が提起する問題解決の場として、あえて東南アジアに関心が向かわないのは、ここに原因があるからでしょうか。

ただ現実には、日本と東南アジアの関係は深まるばかりで、そこから創生する問題群にかかわる人口は、研究者のみならず、NPO、NGO、政府関係者など、現在我が学会の会員数に比して、かなりの数に上ると推定されます。また私たちをつき動かしてきた、東南アジアのマグマが、枯渇してしまったなどとはとうてい考えられませんし。

潜在的な需要にこたえることができないのは、どこに原因があるのか真剣に考えてみる必要があると思います。もし入会を躊躇させるような要

素が執行部や会の体内にあったら、即刻取り払わなければなりません。会員数の増加だけが、学会としての魅力につながるとは申しませんが、多様な情報と機会にアクセスできる場を形成するという意味では、まずは最低限の条件であることはご同意いただけるものと思います。

会員に研究・活動上の便宜を供与し、会費を払うにたる学会とするには、そして関係するそれぞれのディシプリンの向上に貢献するには、研究大会はどのように運営されるべきか、会誌や会報はどう編集されるべきか、さらに執行部体制はどうあるべきか、もう一度根底から考えなおすことから始めたいと思います。

どうか会員の皆様による、メール等を通じて忌憚のないご意見を頂戴したく、よろしくお願い申し上げます。

## 第23期の運営体制 (敬称略)

会長	伊東利勝
総務担当理事	加納寛
会計担当理事	嶋尾稔
大会担当理事	玉田芳史、寺田勇文、 内藤耕、山本博之
編集担当理事	土佐桂子、早瀬晋三、 弘末雅士
学術渉外担当理事	桜井由躬雄、吉村真子
教育・社会連携担当理事	青山亨、桃木至朗
情報化担当理事	林謙一郎
北海道・東北地区担当理事	宮本謙介
関東地区担当理事	根本敬
中部地区担当理事	加藤久美子
関西地区担当理事	速水洋子
中国・四国地区担当理事	植村泰夫
九州地区担当理事	松永典子
理事	石井米雄、加藤剛、 古田元夫
監事	赤木攻、倉澤愛子
総務担当委員	伊藤未帆、遠藤聡、 國谷徹、藏本龍介、 増原綾子、宮脇聡史、 澁谷由紀
会計担当委員	池田一人、坪井祐司、 小金丸美恵、大泉さやか
編集担当委員	宮田敏之、松尾信之、 笹川英夫
情報担当委員	清水政明
関東地区担当委員	石川和雅、工藤裕子、 福武慎太郎、松浦史明、

松村智雄、宮崎晶子、  
山田裕史  
中部地区担当委員 川口洋史  
関西地区担当委員 片岡樹、蓮田隆志、  
倉島孝之

## 2008 年度秋季大会会員総会摘録

2008 年 11 月 30 日、東京大学駒場キャンパスにて会員総会が開催された。議長には、高田洋子会員が選出された。

### 1. 報告事項

#### (1) 会長

今年の秋季大会の日程を会場の都合で例年より 1 週間早めたところ、東南アジア考古学会の研究大会と日程が重なってしまった。今後は大会日程を決める際に特に気をつけていくことを確認する。

#### (2) 総務 (山本)

##### ① 会員動向

11 月 29 日現在の会員数は 666 名 (春季大会時より 31 名増)。内訳は、一般会員が 466 名 (21 名増)、学生会員が 200 名 (10 名増)。郵送会員は 52 名。

##### ② 会報

第 89 号を発行した。

##### ③ 名簿

2008 年度会員名簿をダウンロード方式により配布した。

##### ④ 会誌の電子化

独立行政法人科学技術振興機構 (JST) による学会誌の電子化事業に申請していたところ、JST より電子化事業の対象となったとの連絡があった。来期に引き継ぐ。

##### ⑤ 委員の任命

片岡樹、見市建、富田晋介の 3 名の会員を大会委員に任命した。

##### ⑥ 東南アジア史学会賞 (学会賞)

今年度は 2 件の応募があり、選考委員会により選考が行われ、授賞者が選ばれた。東南アジア史学会賞募集要項が一部改訂され、自薦と他薦で提出するものに違いがなくなった。学位論文の扱いについては、当面の間、学位論文についてはオンライン出版 (教育・研究機関又は出版社が出版したものに限る) のみ選考対象とすることになった。学位論文のオンライン出版の発行日は、当該論文が審査に通った日ではなく、オンライン出版として公開された日とする。

##### ⑦ 細則及び理事選出規程の改正

理事選出規程の第 1 条と細則の第 6 条を入れ替える形でそれぞれを改正した。ただし細則第 6 条第 5 項は細則に残した。

##### ⑧ 業務委託先

契約のため準備中。年内を目途に新しい業務委託先と契約できる見通し。

##### (3) 会計 (土佐)

今年度分の会費未納者は 146 名、1 年分の会費滞納者は 76 名。

##### (4) 大会 (弘末)

今回の大会参加者は、1 日目が約 140 名、2 日目が約 130 名となった。シンポジウムでは、報告者のアット・ブンナーク氏がタイの空港閉鎖のため来日できず、参加できなくなった。

##### (5) 編集

(小泉) 会誌 38 号から投稿締め切りを 1 ヶ月早めて 9 月 30 日とした。8 本の投稿があり、滞りなく査読を進めている。

(古田) 会誌『東南アジア—歴史と文化—』の発行元である山川出版社から本学会との関係を見直したいとの提案があり、理事会で対応を検討してきた。会誌 39 号より、発行は山川出版社、編集は山川出版社以外に委託する方式で刊行できるよう準備を進めている。最終的な結論や山川出版社との新しい契約については次期の理事会に判断をお願いすることになる。

##### (6) 学術渉外 (吉村)

(桜井) 日本学術会議の史学委員会で、世界史必修問題に関連して 6 月 6 日に東京大学でシンポジウムが開催され、出席した。

(吉村) 11 月 22 日に地域研究学会連絡協議会の総会が東京大学で開催され、出席した。国際会議に関して、2008 年 7 月にフィリピン学会 (マニラ)、8 月にマレーシア国際研究会議、11 月に IAHA (インド) が開催された。12 月 4~7 日に第 3 回ベトナム学国際学会 (ハノイ) が開催される。来年度は、2009 年 8 月 6~9 日に ICAS6 (韓国)、2010 年 8 月に国際マレーシア研究会議 (ペナン) が行われる。

##### (7) 教育・社会連携 (青山)

高校における世界史教育の問題に本格的に取り組むため、教育・社会連携理事を中心に科学研究費を申請した。

##### (8) 40 周年記念事業 (弘末)

『東南アジア史研究の展開』の入稿作業が進んでおり、来年 3 月半ばには刊行の予定。東南アジア学会の監修で『東南アジア史研究の展開』とすることはすでに総会で承認されているが、さら

に本学会の40周年記念事業の一環であることを明確にするため、編者名を東南アジア史学会40周年記念事業委員会とすることとした。

### (9) 東南アジア史学会賞授賞式

古田会長の代読により、白石昌也選考委員長より以下の報告がなされた。

2008年度東南アジア史学会賞の受賞者は山本博之会員で、受賞作品は『脱植民地化とナショナリズム——英領北ボルネオにおける民族形成』（東京大学出版会、2006年刊）。

古田会長より山本会員に賞状及び副賞が授与された。山本会員は来年度の春季大会で受賞記念講演を行う。

### 3. 審議事項

#### (1) 第23期運営体制について

内藤耕選挙管理委員長より、理事選挙の経緯及び18名の選任理事の名前が報告された。引き続き古田会長より、10月19日の理事候補者会議において満場一致で伊東利勝会員を次期会長候補とすることが決まったことが報告され、次期の選任理事及び会長が承認された。

伊東次期会長より、次期の運営体制が以下のように示された。青山亨（教育・社会連携）、石井米雄（理事）、植村泰夫（中国・四国地区）、加藤久美子（中部地区）、加藤剛（理事）、加納寛（総務）、桜井由躬雄（学術渉外）、鳴尾稔（会計）、玉田芳史（大会）、寺田勇文（大会）、土佐桂子（編集）、内藤耕（大会）、根本敬（関東地区）、林謙一郎（情報化）、早瀬晋三（編集）、速水洋子（関西地区）、弘末雅士（編集）古田元夫（理事）、松永典子（九州地区）、宮本謙介（北海道・東北（新設））、桃木至朗（教育・社会連携）、山本博之（大会）、吉村真子（学術渉外）。監事は赤木攻会員と倉沢愛子会員。提案の通り承認された。

#### (2) 2009年度会計について

土佐理事より、配布資料をもとに2009年度（2009年1月1日～12月31日）の予算案が示され、承認された。

#### (3) 第81回研究大会について

弘末理事より、次回の研究大会は6月上旬に京都大学で開催すること、日程は6月6日と7日を第一候補と考えているが、開催校の都合により前後に1週間移動する場合もあり得ること、自由研究発表と公募パネルの二本立てで行うことが提案され、承認された。

#### (4) 会則の変更について

山本理事より、会則の附則はいずれも東南アジア史学会から東南アジア学会への移行期に関する規定であり、理事選出規程の施行などによりすでに有効性を失っているため、附則をすべて削除

することが提案された。総会出席者の3分の2以上の賛成によって提案通り承認された。

#### (5) 学会誌文献目録の廃止について

小泉理事より、学会誌の文献目録の廃止について以下のように報告及び提案がなされた。今年6月の総会で文献目録を廃止する方向で検討することの承認を得て、総会欠席者を含めて会員からこの件について意見を求めたところ、9月15日の締め切りまでに1通の意見が寄せられた。この意見では文献目録にかえて会員の著作目録を作成するという対案が示されていたが、編集委員会及び理事会で検討したところ廃止に反対する強い理由にはならないと判断し、改めて文献目録の廃止を提案し、承認された。

#### (6) 学会誌の編集・著作権について

小泉理事より、学会誌の著作権規程について、「規程」と「規定」の表記の統一などの文言の修正が提案され、承認された。また、学会誌の投稿規程及び査読規程について、改廃に関して定められていなかったため、いずれも改廃は理事会が行うように規定を加えることが提案され、承認された。

以上

## 第22期第7回理事会摘録

2008年10月19日、東京大学教養学部18号館コラボレーションルーム3において、古田元夫会長を議長として第7回理事会が開催された。出席者は以下の通り。古田元夫、山本博之、土佐桂子、伊東利勝、弘末雅士、桜井由躬雄、吉村真子、桃木至朗、青山亨、林謙一郎、寺田勇文。

以下、2008年度秋季大会会員総会摘録と重複する内容は割愛し、項目のみ記す。

### 1. 報告事項

#### (1) 会長（古田）

- ① 次期の理事会体制
- ② 東南アジア史学会賞。
- ③ 秋季大会日程の東南アジア考古学会研究大会日程とのバッティング。

#### (2) 総務（山本）

- ① 業務委託。土倉事務所との契約を7月末で終了した。現在、新しい業務委託先と契約を結ぶ準備中で、年内には契約できる見通し。

#### (2) 会計（土佐）

- ① 暫定予算案作成。

#### (3) 大会（伊東）

- ① 秋季大会について。9月30日に自由研究発表の申込みを締め切ったところ、14件の応募があり、要旨を検討した上で全員を発表の対象と

- した。先の春季大会でも発表した会員が 1 人いたが、発表内容が前回と異なっており、大会で連続して発表することを拒む規程もないことから発表を認めた。
- ②報告者のうち定職を持たない若手研究者に旅費の補助について案内したところ、4 名の希望者があり、全員に認めた。
- ③(古田) 会場校より。教室使用の関係で 1 日目と 2 日目で会場が異なる。特に 2 日目は 2 つのシンポジウムの別々の建物で行われる。
- (4)編集(小泉)
- ①会誌 38 号。9 月 30 日が投稿締め切りで、8 本の投稿があり、現在査読にまわしている。
- ②会誌に関する諸規程の修正。誤字を修正し、情報を更新し、表記の訂正を行った。投稿規程の第 8 条は「委員会」を「理事会」に修正し、査読規程には「改廃は理事会の承認によって行う」という項目を追加し、総会にかける。現在の会則に編集委員会という規定はない。会則レベルの話なので次期理事会に申し送りとする。
- (5)学術渉外(吉村)
- ①地域研究学会連絡協議会総会が 10 月 22 日に開催される。
- ②同協議会のニューズレターに参加学会の近況欄があり、本学会では総務で対応する。
- (6)教育・社会連携(桃木)
- ①高大連携をテーマに桃木理事と青山理事で科学研究費の申請を準備している。
- (7)情報化(林(謙))
- ①特になし
- (8)40 周年記念事業(弘末)
- ①『東南アジア史研究の展開』について。残り 1 点を除いてすべて原稿が集まった。残り 1 点についても 10 月 26 日に必ず提出する旨の連絡が入っている。集まった原稿は山川出版社への入稿を進めている。『東南アジア史研究の展開』という書名では 40 周年記念事業という意味が出てこないのではないか、「日本」を入れなくてよいのかなどの意見が出され、次回理事会までに山川出版社を交えて 40 周年記念事業の担当委員会で検討する。
- ②同上書の文献目録作成に当たって現物確認が必要なので、アルバイト代として 1 日あたり 5000 円で 6 日間(計 2、3 万円程度)を研究奨励基金から支出する。
- (9)各地区
- ①関東地区(寺田): 地区例会を 6 月 28 日に実施し、参加者は 25 名だった。今後は 10 月 25 日、11 月 15 日、1 月 31 日に実施を予定している。
3. 審議事項
- (1)秋季大会について(伊東)
- 自由研究発表は 14 名。初日は 13 時 30 分に自由研究発表を開始し、2 会場で行い、1 人あたりの報告時間は 30 分とすること、2 日目は「東南アジア現代文学の眺望——作家、歴史、社会」と「現代世界の中の東南アジア」の 2 つのシンポジウムを並行して行うことが承認された。最近大会の参加者数が増加しており、大会理事・委員の負担を軽減するため大会を年 1 回にする提案がなされ、検討した結果、当面は年 2 回の大会体制を継続し、参加人数の増加に対しては大会理事・委員の体制強化を図ることで対応することが承認された。
- (2)学会誌について
- ①編集の形態について(古田)
- 学会誌について、山川出版社より従来の形の発行では難しいとの提案があった。それへの対応策として、①まったく新しい出版社を探す、②山川の推薦する外注の編集者を頼む、その場合どのくらいの金銭的負担になるのか山川と詰める方向に踏み出す、ということを経理事で議論した。①についての提案があれば今日までに会長に送ることになっていたが何も送られてこなかった。そこで、②の場合、金銭的な負担とどのような手順で進めることになるかを山川と相談して、次回理事会で諮り、最終的には次期理事会の最初の理事会までに決めていただくことが提案され、提案の通り承認された。
- ②学会誌の文献目録について(小泉)
- 総会で文献目録廃止の方向で承認を得て、会員から広く意見を募る機会を設けた。9 月 15 日を締め切りとしたところ、1 名から反対意見と代案が出されたが、廃止の方向を覆すに至らないと判断し、会誌の文献目録の廃止を提案した。議論を経て、文献目録は廃止すること、総会で審議事項として総会で承認を得たら廃止することが承認された。廃止された場合、5 年に 1 度程度の頻度で回顧と展望などの特集記事を組むとか、ウェブサイトにアップロードするなどの方法が代案として出されており、次期の編集担当理事に申し送りする。
- (3)今年度予算について(土佐)

①大会費が年 2 回開催で 40 万円だったが、会場費やアルバイト料がかかるために赤字になるため、50 万円にすることが提案され、承認された。

#### (4)その他

##### ①理事選挙に関する規程見直し(山本)

理事選出規程第 1 条と細則第 6 条を入れ替えることが提案され、本日付での改正が承認された。ただし、細則第 6 条第 5 項の「選挙権及び被選挙権を有する者は、会費を完納した正会員とする」は細則に残した。

##### ②会則の附則の削除について(山本)

会則の附則 1~5 及び 7 について、すでに失効しているものや指す内容があいまいなものがあるために削除することが提案された。議論の末、総会では「会則について」の議案を出しておき、附則の削除を総会にかけるかどうかは次回理事会で改めて検討すること、附則 6 では会費の金額を「東南アジア史学会細則の第 3 条を準用する」とあるが、東南アジア史学会の細則はすでに存在せず、東南アジア学会の細則には会費に関する規定がないため、附則 6 は参照先が存在していないことなどが確認された。

##### ③学会賞の規程見直し(山本)

東南アジア史学会賞の応募に関して、自薦と他薦で提出物が異なっているが、他薦の場合、事務局が他薦の申請を受け付けた時点で候補者本人にそのことを伝え、関連する主要業績一覧及び研究業績 5 部を提出してもらい、それをもって他薦が完了すると変えることが提案された。これについてさまざまな意見が出され、次回理事会までに文書化してくることとされた。

##### ④オンライン出版の扱いについて(山本)

学会賞の選考対象として学位論文を認めるべきかが前回理事会で話題に上った。検討したところ、審査体制を考えれば、すべての学位論文を対象として認めることはできず、当面は学位論文についてはオンライン出版のみ認めるとせざるを得ないことが確認された。オンライン出版物の刊行日は、学位審査に通った日ではなく、オンライン出版の発行日とすることが確認された。総務で指摘された点を含めて提案内容を文章化して次回理事会で検討することが確認された。

##### ⑤理事会体制について(古田)

理事と委員の関係に関して、1 つの可能性として、理事のうち会長経験者を顧問とする顧問会を作ることが提案され、次期理事会に申し

送りすることとされた。

##### ⑥次回の総会の議題について(山本)

次回理事会の議題について、次期の理事会体制について、今年度予算と来年度予算について、次々回の大会の場所と日程についてなどの通常の議案のほか、会則の見直しについて及び文献目録の廃止について挙げる事が承認された。

##### ⑦大学評価学位授与機構への専門委員候補者の推薦について(古田)

大学評価学位授与機構から機関別認証評価専門委員候補者の推薦についてという連絡が来ている。会長経験者を中心に、会長の判断で推薦者を出す事が確認された。

##### ⑧次回日程について(山本)

次回理事会は、大会 1 日目の開会前に前に 1 時間程度行う。

以上

## 第 22 期第 8 回理事会摘録

2008 年 11 月 29 日、東京大学駒場キャンパス 18 号館 4 階コラボレーションルーム 1 において、古田元夫会長を議長として第 8 回理事会が開催された。出席者は以下の通り。古田元夫、山本博之、土佐桂子、伊東利勝、弘末雅士、林行夫、小泉順子、桜井由躬雄、倉沢愛子、吉村真子、林謙一郎、清水政明、玉田芳史、池端雪浦。

以下、2008 年秋季大会会員総会摘録と重複する内容は割愛し、項目のみ記す。

### 1. 報告事項

#### (1)総務(山本)

##### ①会員動向

##### ②会報

##### ③名簿

##### ④会誌の電子化

##### ⑤業務委託先

#### (2)会計(土佐)

##### ①2008 年度会費納入状況。

②会費を大会会場で納入する会員が少なくないため、大会会場でも納入を受け付ける。

#### (3)大会(林)

秋季大会状況

#### (4)編集(小泉)

会誌 38 号編集状況

#### (5)学術渉外(吉村)

①日本学術会議に提言する報告書「グローバル化時代における地域研究の強化へ向けて」が完成した。地域研究学会連絡協議会より、各学会から追加すべき情報があれば今年 12 月末までに

寄せてほしいとの呼びかけがあった。

②11月22日の地域研究学会連絡協議会総会に吉村理事が出席した。若手・学生の定義や扱い、関連する学会・研究会との連携のあり方といった本学会でも議論の対象となっている問題について他学会と情報交換した。

(6)教育・社会連携

(7)情報化

(8)40周年記念事業（弘末）

記念出版進捗状況

(9)各地区

3. 審議事項

(1)来年度予算について

土佐理事より、前回理事会の議論を踏まえて作成した予算案を総会に諮ることが提案され、承認された。

(2)来年度の研究大会について

伊東理事より、次回研究大会の会場は京都大学とし、日程は6月6日、7日とするが会場の都合で変わる可能性があること、自由研究発表とパネルを公募することが提案され、承認された。パネルに関して、公募だけでなく理事会等による推薦枠を作ってはどうか、企画は大学院生等の若手研究者に任せてはどうかなどの意見が出された。

(3)学会誌について

古田会長より、会誌の編集・出版に関する山川出版社との打ち合わせの結果として、編集を外部に委託した場合の編集費や刊行期日などについて説明がなされた。これに関して、編集費は別途予算化すること、編集費の計算はページ単位とすること、山川出版社に支払う金額の計算方法を確かめることなどが確認され、この方針に基づいて検討した上で2009年春季の総会で報告できるように次期理事会に引き継ぐことが提案され、承認された。

(4)会則について

山本理事より、会則の附則に関して、理事選出規程の施行などにより失効している条項を含むために削除することが提案され、承認された。

(5)学会賞について

山本理事より、学会賞の自薦と他薦とで提出すべきものを揃えるよう募集要項を修正する提案がなされた。検討の結果、自薦・他薦ともに推薦者が対象作品を1部提出すること、業績リストは提出を求めないことなどが確認され、提案が承認された。

(6)その他

山本理事より、配布資料をもとに今期理事会から来期理事会への申し送り事項が提出され、内容が

確認された。

以上

## 第5回東南アジア史学会賞の授賞について

東南アジア史学会賞選考委員会は、山本博之氏の『脱植民地化とナショナリズム：英領北ボルネオにおける民族形成』（東京大学出版会、2006年5月、xi+369頁）が東南アジア史学会賞受賞にふさわしい作品であるとの結論に達しましたので、ご報告いたします。

1) 選考の経緯

2008年度の学会賞への応募作品は、山本氏を含めて2件ありました。選考委員会は、2008年7月14日、東京大学（駒場キャンパス）において委員会を開催、2名の応募作品に関して審査を行いました。委員会の全委員は、山本氏の応募作品を学会賞に値するものとして推薦することで合意しました。

なお、今一人の応募者に関しては、最も主要な応募作品が本年度の応募締め切り時点で未刊行であったため、応募規定に照らして、今回はそれを選考対象外としました。同論文に基づく著書が刊行された段階で、是非今一度応募することを期待するというのが、委員会の一致した見解であります。

2) 選考理由

山本氏の著書は、今まで本格的に論じられてこなかった旧英領北ボルネオ（サバ）における民族概念の形成を、サバ社会内部での様々な考えや運動が錯綜する局面と、イギリス植民地支配、マレー・イスラム世界、そして中国大陸の動向など外部世界と関わる局面の二つの位相において捉えようとする、スケールの大きな試みである。とりわけ、マレーシア連邦構想が具体化する過程で、サバ「原住民」全てを包含する「単一国民」という考えが最終的に斥けられて、結局、カダザン人、ムスリム／マレー人、華人の3者から構成される多民族社会であるという概念が主流を占め、それに対応する形で現実の政治勢力が三つの民族政党に収斂されていった経緯を、説得力をもって跡付けている。

本書は、従来ほとんど利用されることのなかった現地の日刊紙などを丹念に読み、様々な事象を整理したうえで、それらを大きな歴史的枠組の中で再構成するという試みに果敢に挑み、大きな成果を獲得したと言えるであろう。外文明との接点においてサバ民族概念と格闘する指導者たちの、

複雑で曲折に満ちた軌跡を、例えば、外来者であり文化的にも「混血者」としての背景を持つ一部知識人たちの生き様を追いつつ活写しているところなどに、著者の資質と力量が最もよく現れている。

ただし、政治史、文化史としては非常によく書かれているが、思想史としては、議論の掘り下げや論理展開に、いまだ改善の余地がある。また、本書の結論部分で、建国の過程で成立した3つの民族アイデンティティーについて、特定の歴史段階において出現した一つの均衡状態に他ならないという重要な指摘を行っているが、サバの現在及び将来を見据えた場合、それが何を示唆しているのか、より具体的な記述が欲しかった。無論、これらは著者が今後継続していく一連の研究の中で明確化していくべき課題であって、本書の価値そのものを損なうものではない。

### 3) 結論

選考委員会としては、以上のような理由に基づき、山本氏の研究を高く評価するとともに、今後さらに独創的な成果をあげることを大いに期待し、学会賞に推薦します。

2008年11月12日

東南アジア史学会賞 選考委員会委員長  
白石昌也

## 第23期理事予定者会合摘録

2008年11月30日(日)、東京大学駒場キャンパス18号館4階コラボレーションルーム1において、第23期理事予定者会合が伊東利勝会長予定者を議長として開催された。出席者は以下の通り。伊東利勝、加納寛、嶋尾稔、玉田芳史、寺田勇文、内藤耕、山本博之、土佐桂子、早瀬晋三、弘末雅士、桜井由躬雄、吉村真子、青山亨、林謙一郎、宮本謙介、根本敬、速水洋子、植村泰夫、加藤剛、古田元夫

議事：

会議に先立ち、伊東会員より、2008年10月19日に23期理事予定者(以下「理事」という)が集まって次期会長候補について検討した結果、伊東理事を会長候補とすることで合意したことが報告された。

### 1. 任命理事について

伊東会長予定者(以下「会長」という)より、会則第8条第4項に基づく任命理事について、加納寛、林謙一郎、宮本謙介、加藤久美子、植村泰夫、松永典子の6会員が候補として挙げられ、承認された。

### 2. 理事の業務分担について

伊東会長より理事の役割分担案が示され、提案の通り承認された。会長に万一のことが生じた際の会長代行については、伊東会長より古田理事が指名された。監事については、伊東会長より赤木攻会員、倉沢愛子会員が候補として挙げられ、承認された。

### 3. 委員の任命について

伊東会長より、総務担当委員候補者として伊藤未帆、遠藤聡、國谷徹、増原綾子、宮脇聡史、澁谷由紀の6会員、中部地区担当委員候補者として川口洋史会員が挙げられた。また、各担当理事より、会計担当委員に池田一人、坪井祐司、小金丸美恵、大泉さやか、の4会員、情報化担当委員に清水政明会員、関西地区担当委員に片岡樹、蓮田隆志、倉島孝行の3会員が候補者として挙げられた。以上について、提案通り仮承認された。

なお、他の担当委員候補者については、後日、各担当理事から理事会MLに提案いただき、ML上で承認を得た時点で委員として活動いただくことが確認された。

### 4. 次回研究大会について

伊東会長より、2009年春季大会については、22期第8回理事会で6月6-7日、京都大学において開催する予定であるとの決定がなされていること、日程は会場の都合により1週間前後する可能性があること、内容については春季大会の例に従い公募パネルと個人研究発表を行なう予定であることの説明がなされた。

### 5. 第23期の課題

伊東会長より、22期からの申し送り事項として以下の5点が報告された。

- ①会誌の委託内容変更について
- ②大会のあり方についての検討
- ③東南アジア史学会賞について、選考委員の辞退に関する申し合わせ事項や博士論文を対象に含めるかどうかの検討
- ④運営全般について、理事人員数、理事と委員の関係・役割分担のあり方についての検討
- ⑤国・地域別研究会・学会との連携のあり方についての検討

関連して、内藤理事(22期理事選挙管理委員長)より、今回の理事選挙にて新たに制定された理事選出規程を実際に運用した結果やや問題が生じたので、見直しが必要であるとの意見が出された。これらについては、今後検討していくことが確認された。

### 6. 第23期第1回理事会の日程と場所について

### 7. その他

学会のサーバについて、伊東会長より、継続して立教大学に置かせてもらうことについて諮ら

れ、これについては改めて伊東会長から立教大学にお願いすることとされた。

学会賞選考委員について、伊東会長より、現在4名から内諾を得られたが残りの1名について交渉中であり、第1回理事会で結果をお知らせするとの報告がなされた。

事務局については、伊東会長より、所在地を総務理事の本務校（愛知大学）に置くことが報告された。

青山理事より、22期において桃木理事と合同で、「高大連携による大学における新しい東南アジア教育モデルの構築」の研究について科研費申請を行ったことが報告された。

以上

### 東南アジア学会理事選挙を終えて

理事選挙管理委員会委員長 内藤耕  
2008年12月31日をもって第22期東南アジア学会理事の任期が満了することとともない、第23期理事の選挙が実施された。2008年7月25日までに2007年度又は2008年度の会費を納入した国内在住の正会員に投票権と被選挙権が与えられた。

有権者は、7月25日時点で565名であった。

これらの会員に、9月1日に選挙案内、有権者・被選挙人名簿、投票用紙、投票用紙封入用封筒、返信用封筒等の選挙関係書類を郵送した。

投票方法は6名以内の連記であった。投票期間はほぼ1ヶ月であり、9月30日の消印のものまでを有効とした。

投票締め切り後の10月5日に、選挙管理委員5名全員（新井和広、楯沢英雄、坪井祐司、内藤耕、矢野順子）が揃って開票作業を行った。

選挙管理委員会に届いた投票用紙の返信数は171通であったが、1通は郵送以外の方法（クロネコメール）によって送付され開票日を過ぎてから選挙管理委員会に到着したものであったため無効とした。したがってこの1通をのぞいた投票率は30.1%であった。

6つの投票欄の一部又は全部を空欄のままとしたままの白票が空欄総数にして53票あったため、有効投票総数は967票となった。

委員全員で厳正に開票し、得票上位18名を確定した。

10月6日、選挙管理委員会は、得票数上位18名の方に電子メールにて選任理事就任をお願いした。その際、理事選出規程第2条第4項（辞退の許される事由）を示した。このお願いに対し

て、4名の方から辞退の申し出があった。こうした辞退の申し出に対しては、すべて再考を促した。その結果、辞退を申し出られた候補者のうち1名には改めて受諾をいただいた。他の3名については再度辞退の連絡があった。選挙管理委員のあいだでは辞退を認めることについて、理事選出規程の解釈を含む議論があったが、結局、全員の辞退を承認することにした。辞退を認めた場合は、繰り上げ当選候補者に順次理事就任を依頼していった。繰り上げ当選者からも1名の辞退者が出たため、同様の作業を繰り返した。

こうした作業を経て、18名全員の理事予定者が正式に確定したのは10月18日であった。選任理事の氏名（あいうえお順、敬称略）は以下のとおりである。

青山亨	石井米雄	伊東利勝	加藤剛
桜井由躬雄	嶋尾稔	玉田芳史	寺田勇文
土佐桂子	内藤耕	根本敬	早瀬晋三
速水洋子	弘末雅士	古田元夫	桃木至朗
山本博之	吉村真子		

選挙管理委員長は、理事選出規程第3条に基づき選任理事予定者の会合を招集、10月19日、東京大学駒場キャンパスにて同会合は開催された。

## 2009年度東南アジア学会予算案(一般)

2008.11.30 総会

収入の部		
1. 会費収入		4,200,000
	一般(8000×400)	3,200,000
	学生(5000×180)	900,000
	郵送料(2000×50)	100,000
2. 会費外収入		130,000
	書籍販売	10,000
	著作権料	20,000
	広告料	100,000
	利息	0
3. その他		0
収入合計(X)		4,330,000

支出の部		
I. 通常事業		
1. 大会開催費		500,000
	大会諸費	500,000
2. 地区例会費		100,000
3. 編集・印刷費		2,420,000
	会誌編集費	300,000
	会誌印刷費	1,900,000
	会報印刷費	70,000
	大会関係印刷費	100,000
	その他印刷費	50,000
4. 会員管理費(業者委託)		470,000
5. 郵送費		100,000
6. 事務費		100,000
7. 情報化経費		20,000
8. 予備費		420,000
通常事業費合計(Y)		4,130,000
II. 特別事業		
理事会開催費		200,000
理事選挙関係費		0
会員投票費		0
特別事業費合計(Z)		200,000
支出合計(Y)+(Z)		4,330,000
収支差額(X)-(Y)-(Z)		0

第 80 回研究大会報告

第 80 回研究大会は、2008 年 11 月 29 日（土）と 30 日（日）に古田元夫会員（東京大学）を大会準備委員長として東京大学駒場キャンパスにて開催された。1 日目は自由研究発表（2 会場）が行われ、2 日目は「東南アジア現代文学の眺望——作家、歴史、社会」、「世界の中の東南アジア——解体する？東南アジア」の 2 つのシンポジウムが行われた。

プログラム

6 月 7 日（土）

自由研究発表・第一会場

メソヂスト教団のマレーシア・ミッション活動——1890 年から 1905 年までのマレー語学習およびマレー語聖書の状況

..... 綱島（三宅）郁子  
（マレーシア研究者）

20 世紀初頭のペナンの華人と政治参加

..... 篠崎香織  
（在マレーシア日本国大使館専門調査員）

リナ・ジョイ係争から見る現代マレーシアとイスラーム——「改宗」をめぐる申し立てと「棄教問題」

..... 光成歩（東京大学大学院生）

カンボジア中央部、氾濫原の一稲作農村におけるトムノップ灌漑

..... 小笠原梨江（京都大学大学院生）

1994 年労働法制定とベトナム労働総連合（VGCL）

..... 藤倉哲郎（東京大学大学院生）

イギリス北ボルネオ特許会社統治下における 19 世紀の経済開発と日本人移民——南繁蔵の組合伐採事業を中心として

..... 都築一子  
（NPO シニアボランティア経験を活かす会会員）

マニラ地域経済圏における商品流通の展開——19 世紀から 20 世紀前半における米穀取引を中心に

..... 千葉芳広  
（千歳科学技術大学非常勤講師）

自由研究発表・第二会場

植民地期ビルマにおける「映画とカイン」論争——仏教徒カレンの民族的主張、その歴史的・社会的文脈

..... 池田一人（東京大学非常勤講師）

タイ・コミュニティ林法を巡る迷走を読む——森林の高価値化、民主化と最辺境域の有した順接／逆説の展開

..... 倉島孝行（京都大学研究員）

難民研究の視座——文化人類学の視点から

..... 久保忠行

（神戸大学大学院生／日本学術振興会特別研究員）  
インドネシアの女性労働者——バンドン市家事労働者の事例

..... 横本真千子（北海道大学大学院研究員）

出かせぎモノ売りにたいする地縁・血縁の役割——中ジャワ州ソロ地方からの出かせぎを事例に

..... 間瀬朋子（ガジャマダ大学客員研究員）

村の家・森の家——ラオス少数民族カタンの人びとの住まい方

..... 徳安祐子（九州大学大学院生）

「文字のない少数民族」の変容——ベトナムのムオン人自身によるムオン語の表記と口頭伝承の記述

..... 大泉さやか（一橋大学大学院生）

6 月 8 日（日）

シンポジウム 1「東南アジア現代文学の眺望——作家、歴史、社会」

趣旨説明..... 青山亨（東京外国語大学）  
インドネシア：「文学コミュニティ」から見える文学実践の多様化

..... 澤井志保（東京外国語大学大学院生／香港中文大学大学院）

マレーシア：多民族社会の中の華人文学

..... 舛谷鋭（立教大学）

ベトナム：ファム・コン・ティエンの詩学

..... 野平宗弘（廈門大学外文学院）

タイ：タイ現代文学の登場と新ジャンルの挑戦

..... アット・ブンナーク  
（タイ中小企業開発銀行）

カンボジア：内戦終結後からの再出発

..... 岡田知子（東京外国語大学）

シンポジウム 2「世界の中の東南アジア——解体する？東南アジア」

趣旨説明..... 古田元夫（東京大学）  
地域主義の湧水源としての東南アジア——ASEAN への注目

..... 山影進（東京大学）

国際的生産ネットワークの形成と経済統合のハブ＝スポーク・システム

..... 木村福成  
（慶應義塾大学／ERIA チーフ・エコノミスト）

〈東南アジア〉研究における地域と専門

..... 白石隆

（アジア経済研究所／政策研究大学院大学）  
「臨床の知」としての歴史空間

..... 早瀬晋三（大阪市立大学）

## 〈自由研究発表要旨〉

## メソヂスト教団のマレーシア・ミッション活動——1890年から1905年までのマレー語学習およびマレー語聖書の状況

綱島(三宅)郁子(マレーシア研究者)

現在のマレーシアで人口の9~10%を占めるといわれるキリスト教共同体のうち、主流となっているのは、戦前から存続し、ミッションスクールを通して教育上も大きな影響を及ぼしたカトリック教会、アングリカン教会、メソヂスト教会である。本発表でメソヂスト教団を分析対象とした理由は、英語、中国語、タミル語、イバン語、セノイ語など、言語および地域別に教会会議が組織化されていることが最も大きい。

少なくともメソヂスト教会年次総会の記録によれば、マレーシアにおいて、個別に確立されたマレー語教会というものが存在したことはなかった。それにも関わらず、リングア・フランカかつ国語であるマレー語で聖書やキリスト教出版物を使用するには、1980年からのクアラルンプール、ペナン、サバ、サラワクを除く10州法による制約および、度重なる当局からの警告書簡や通関での没収、それに加えて現地人翻訳者の確保など、さまざまな困難が伴うのが実情である。

マレーシアでメソヂスト活動が開始されたのは、シンガポールにWilliam F. Oldham司教が到着した1885年のことである。当時、「マレーシア」とメソヂスト教団によって呼称された領域は、東南アジアでマレー語を話す人々が居住する全地域のうち、アメリカ支配下であったフィリピン諸島を除いて、マレー半島、海峡植民地、ボルネオ、スマトラを指していた(Oldham 1907: 7-8)。1885年2月にマレーシア・ミッション設立、1889年にマレーシア・ミッションの組織化、1893年にマレーシア・ミッション会議の組織化、1902年にマレーシア年次会議の組織化と続き、1905年には、フィリピン諸島区域がマレーシア年次会議から分離された。

本発表が対象とするメソヂスト教団のマレーシア・ミッション活動の時期を1890年から1905年に設定した理由は、その立ち上げから活動開始に相当するからである。もう一つの理由は、マレーシアにおけるマレー語聖書翻訳史上、重要

な役割を果たしたウィリアム・シェラベア(1862-1947)の存在である。1886年12月に赴任したシンガポール駐在の英国陸軍将校という職を辞し、ほとんど無視されていたマレー人伝道を志す決心をして、Oldham司教からメソヂスト教団のマレー人向け第一代宣教師に任命されたシェラベアが、家族と共に英国からシンガポールへ戻ったのは、1890年10月であった。

シェラベアは、1892年1月から、宣教師向け月刊誌‘The Malaysia Message’の編集長を担当し、JSBRASへの論文投稿によってマレー語能力に自信をつけつつ、Leydekker訳(1733年)やKeasberry訳(1856年)やKlinkert(1879年)のマレー語聖書翻訳を踏襲しながら、マラヤにより適切な聖書に改訳する仕事を始めた。ジャウィ版は1912年に、ローマ字のババ・マレー語版は1913年に出版されたが、福建語の習得もしていた。

## 20世紀初頭のペナンの華人と政治参加

篠崎香織

(在マレーシア日本国大使館専門調査員)

現在居住する国家(居住国)以外に出自を迎える国家(出出国)を持つ人間集団について、その帰属意識のあり方がしばしば研究の対象とされてきた。多くの場合、その人間集団が出出国と居住国のいずれに帰属意識を抱いたのかが二者択一の問題として論じられてきた。東南アジアの華人の帰属意識についても、「華僑から華人へ」という定型句によって説明され、中国(出出国)に帰属意識を持つ「華僑」から、東南アジア国家(居住国)に帰属意識を持つ「華人」へと変遷したとされる。

これに対して本論は、20世紀初頭の海峡植民地・ペナンの華人を事例とし、特にペナン華人商業会議所に着目し、出出国か居住国かの二者択一ではないアイデンティティのあり方と、政治参加のあり方について論じる。

ペナンでは19世紀末から20世紀初頭にかけて、文化的特徴を共有すると認識する人間集団、すなわち民族の組織化が活性化した。海峡植民地では、公権力と意思疎通を行う枠組みの一つであり、かつ主要なものとして、民族が機能していた。ペナンの各民族は、海峡植民地の公権力が他の民

族にどのような資格の代表者を何人認めているかを観察し、それと同等の資格を持つ相応な人数の代表者を自分たちにも認め、政策決定に参加できるように海峡植民地の公権力と不断に交渉していた。その中で華人も、自分たちに何がどの程度認められているかを主に欧米人との比較において把握し、そのために必要と思われる窓口を欧米人の例にならって設立した。その一つの例が、ペナン華人商業会議所であった。

清末の中国では、19世紀半ば以降海外からの帰国者を対象とする犯罪が恒常化していた。1877年にシンガポールに清朝総領事館が設立され、1893年にはペナンに清朝副領事が置かれたが、犯罪の減少において大きな効果はなかった。そのような中で1903年に商部が設立され、中国各地で商業会議所が設立された。ペナン華人商業会議所は、商部という公権力にアクセスし、商業会議所のネットワークに参入し、帰国時の安全確保という問題の解決に加え、中国に逃亡した悪徳商人の追及という目的を盛り込み、1907年に清朝政府に登録した。辛亥革命後の中国では、政権を掌握しようとする様々な勢力が競合していた。いずれの勢力も、中国国外の中国系住民からの資金調達を試み、彼らを「華僑」や「僑胞」と呼び、国内に居住する人びとには利用しがたい公権力へのチャンネルを付与するとし、国外の華人商業会議所はチャンネルの一つとなった。ペナンの華人は、どの勢力が優勢になるか分からない状況の中で、とりあえず全ての勢力と関係性を構築すべく、華僑という身分と華人商業会議所を利用した。

以上の事例から、ペナンの華人は海峡植民地／ペナン(居住国)と中国(出出国)双方において、その社会の正当な一員として政治参加を高め、それぞれの地域で自らが抱える問題や課題を解決しようとしたと結論する。

### リナ・ジョイ係争から見る現代マレーシアとイスラーム——「改宗」をめぐる申し立てと「棄教問題」

光成歩(東京大学大学院生)

本報告は、マレー人女性によるイスラームからキリスト教への「改宗」をめぐる係争を事例として、現代マレーシアにおける国家とイスラームの関係性について考察する。この申し立ての裁判化は、マレーシアの「連邦の宗教」でありマレー人

の宗教であるイスラームを管理するマレーシアの司法・行政システムが、「改宗／棄教」という境界事例の管理においてきわめて曖昧な性格を持っていることから生じたものである。それゆえにこの申し立ては、憲法の原理やその制定の歴史にまでさかのぼってマレーシアにおけるイスラームはいかにあり、あるべきかという議論に拡大した。

こうしたなか、非ムスリムはこの係争を「信教の自由」のテスト・ケースとして自陣の主張に回収することにより、国家とイスラームの在り方について論じる新たな立脚点を得た。本報告は、この非ムスリムによる言説・論理と、これに対するムスリム NGO の反発の論理とを合わせて取り上げ、マレーシアにおけるイスラームをめぐる話りの構造が変容しつつあることを示す。

非ムスリム側の代表的な言説の担い手は「憲法 11 条連合 (Article 11)」で、信教の自由の条項憲法第 11 条を掲げてリナ・ジョイの係争を支持した。また非ムスリム妻とイスラーム改宗した夫の間の係争を「憲法問題」と位置づけリナ・ジョイの係争と並置した。これにより、非ムスリムはイスラームの部外者としてではなく、憲法問題の当事者として、すなわち「マレーシア人」としてイスラームをめぐる議論に参加する理念的枠組みを得ることとなった。

これに対して反発したのが、ムスリム NGO 連合「イスラーム擁護連合 (PEMBELA、以下ペンベラ)」である。ペンベラは憲法 11 条連合の主張を「憲法問題の見せかけのもと」にマレーシアにおけるイスラームの地位を外部から取りざたす動きとして批判した。また憲法制定の歴史性を強調し、「普遍原理」として憲法を掲げる立場に対し、マレーシア固有の歴史的正当性をもつものとして憲法を位置づけることにより、憲法 11 条連合の主張を相対化した。

憲法 11 条連合、ペンベラの主張から、「リナ・ジョイ係争」の事件性を再構成すると、以下のように結論できる。リナ・ジョイの申し立ては、マレー人とイスラームとの結びつき、およびその優位性というマレーシア憲法のもつ固有性と、信教の自由という「普遍的な」価値にもとづく主張とのバランスを、いかに解くかという問題を提起していた。それゆえ、「リナ・ジョイ係争」はムス

リム・非ムスリムにとって議論を交わすべき問題となったのであり、イスラームをめぐる議論が新たな展開を迎えていることの証左となったのである。

### カンボジア中央部、氾濫原の一稲作農村におけるトムノップ灌漑

小笠原梨江（京都大学大学院生）

カンボジアのメコン水系の周囲にひろがる氾濫原では、トムノップ（*tumnop*）と呼ばれる土堰を利用した灌漑により、減水期稲作がおこなわれている。カンボジアの氾濫原に居住する人々は、人的制御のおよばない大河川の洪水に対し、その自然をうまく利用することで環境に適応してきた。トムノップ灌漑は、こうした適応の一つの形である。灌漑をおこなう上で、灌漑施設および用水の管理はきわめて重要な問題である。東南アジアの山間盆地に形成される灌漑をめぐっては、村落社会における共同体的結合や国家権力の生成とのかかわりについて多くの研究がなされてきた。しかし、トムノップの利用や管理に関してはわずかな報告があるのみで、その実態はほとんど知られていない。

本発表では、2003年から2008年にかけて、カンボジア中央部の一農村において実施した総計2年3ヶ月間のフィールドワークに基づき、調査地におけるトムノップ灌漑の利用・管理の実態を、その社会経済的な状況の変化と関連付けながら示すことを目的とする。

調査地であるB村では、村人の大半が稲作に従事している。村落周辺にひろがる水田地帯には約20のトムノップがあり、これらを灌漑に利用する世帯は、全体の7割ほどとみられる。トムノップの灌漑を目的とした利用は、受益権をもつ個人または世帯に限定され、これらの受益者が各トムノップの管理を自律的におこなっている。具体的には、規定、会合を有し、必要に応じて灌漑施設の修復や貯水に関する作業、儀礼を共同で実施する。それらの活動はすべて、代表と副代表からなるトムノップ長（*me tumnop*）を中心としておこなわれる。一方で、用水配分に関しては、受益者個人および受益者間での個別の交渉にほとんど委ねられている。1970年代以降、内戦、ポル・ポト時代、社会主義体制下での集団耕作に

より、およそ10年間にわたる受益者集団による自治の断絶があったにもかかわらず、こうしたトムノップの利用・管理の仕方は大きくは変わっていない。

一方で、ポル・ポト時代以後、変化した部分もみられる。まず、社会主義政権下において、ポル・ポト時代に白紙化された水田保有関係を新たに構築する過程では、水田が各世帯の構成員数に応じて均等に分配された。これによって、減水期稲作をおこなう乾季田の所有関係も大きく変化した。また、1980年代後半以降の労働力の回復、市場経済化や農業の機械化は、トムノップ灌漑による減水期稲作の現金収入源としての重要性を一気に押し上げ、受益地の大幅な拡大とトムノップ灌漑の近代化をもたらした。それに伴い、共同作業の減少や儀礼の簡素化などの変化も生じている。さらに近年では、受益者集団が公的な水利組合（*sahakum*）としての位置づけを与えられ、行政とのかかわりを強めている。

以上のように、トムノップ灌漑は、ポル・ポト時代からの復興過程において、受益者による自治という従来の利用・管理の仕方を取り戻した。一方で、1980年代以降には、社会経済的状況に応じたいくつかの変化がみられるのである。

### 1994年労働法制定とベトナム労働総連合（VGCL）

藤倉哲郎（東京大学大学院生）

1980年代末から90年代初めにかけてのベトナムの政治経済的領域では、一方に市場経済化、他方に政治的多元化と自由化の拒否という、二つの矛盾する要請があった。この問題状況を前提としつつも、労働法制定にまず求められていたのは、多セクター市場経済及び外資導入への対応と、労働関連の問題に対する従来の行政的管理から新たな法による調整方式への移行であった。他方、共産党の指導下であり、ベトナム唯一のナショナルセンターであったベトナム労働総連合（以下VGCL）に求められたのは、社会主義的労働組合から市場経済下の労働組合への移行であると同時に、ソ連・東欧の政変で見られた自主労組設立の動きをベトナムにおいてどう抑制あるいは管理するかであった。本発表では、労働問題に関して当時国家機関を除いて最大かつ独占的なアク

ターであった **VGCL** が、労働法制定にどのように関与したのかを考察し、**1990** 年代初めのベトナム政治の一場面のダイナミズムを明らかにすることをねらっている。

数次に渡って作成された労働法草案について、**VGCL** が最も敏感に反応した論点は、労働者集団を代表する労働組合の権利、労働者の権利・利益に関わる事項の決定に対する労働組合の関与権限、ストライキ権であった。草案は当初から、**VGCL** 傘下に括られる労働組合以外に労働者集団の代表組織がありうることを想定していた。**VGCL** はこのような草案の立場が、労働者集団による自主労働組合設立、第二組合を認めることになるとして強く反発した。**VGCL** の草案に対する修正要求の骨子は、労働者を代表する権利・権限の **VGCL** とその傘下の既成労働組合への独占であり、ストライキも含めた労働問題に対する労働組合による管理であった。

このような **VGCL** の論理の源泉は、**1989** 年後半から議論が始まり **1990** 年に制定をみた労働組合法の理念である。**1990** 年労働組合法の成立は、ドイモイ政策後に盛り上がった民主化議論を、ソ連・東欧の政変を受けて、政治的多元化と自由化の拒否という形で共産党が收拾した時期にあたる。したがってその内容は基本的には社会主義的労働組合に関する規定であった。労働者の権利・利益の労働組合を通じた擁護・促進、すなわち集団的主人公権の実現を目標としており、また **VGCL** が唯一のナショナルセンターであること、および **VGCL** とその傘下の労働組合が労働者一般の権利・利益を代表することを内容としていた。

**VGCL** は、労働法起草委員会や国会常務委員会の会議を通じて草案の修正を繰り返し求めたが、最終段階に入っても満足いく修正はなされなかった。そのため **VGCL** は、**1994** 年 4 月以降、「大衆討議」という本来は新しい法律の周知徹底を図る機会を利用し、自らの組織の機関紙であるラオドン紙を通じた草案修正キャンペーンを展開した。これと国会での働きかけの結果、草案は大幅に修正され、**VGCL** とその傘下の労働組合が労働者集団を代表する唯一の組織であることが明示され、それ以外の労働者代表組織が成立する余地がない内容で国会を通過した。

こうして、市場経済に対応しようと自由主義的

な性格の強かった当初の労働法草案は、**1990** 年労働組合法に代表される社会主義的労働組合の論理が流し込まれることで、大幅に修正された。この修正過程で、**VGCL** は修正要求のディスコースをほぼ独占的に発信し、また実際に修正を実現させるだけの政治力を結集させるだけの力があつた。しかし、労働法草案の修正を実現した **VGCL** の勝利は、多分に観念的なものであつた。**VGCL** は、代表権の維持に固執したが、他方で市場経済の暴力性に対する社会的規制の構造が欠如していた。また、労働法施行 (**1995** 年 1 月 1 日) 以降、市場経済化が進行するにもなつて民間企業での未組織労働者が増加し、それらの企業を中心に労使紛争、山猫ストライキが急増するようになると、**VGCL** が労働者一般を唯一代表するという理念と、そうした現実が乖離するようになる。こうした労働法制定後の展開に照らして、**1994** 年段階で **VGCL** がこだわったことの観念的性格が浮き彫りにされる。

### イギリス北ボルネオ特許会社統治下における 19 世紀の経済開発と日本人移民——南繁蔵の組合伐採事業を中心として

都築一子

(NPO シニアボランティア経験を活かす会会員)

**19** 世紀後半、世界各地の植民地では、農園、鉱山、鉄道建設などで移民を使って開発が進められていた。日本は、明治元年以来、移民を送出し始めていたが、**1893** 年 (明治 26 年) から **1895** 年にかけて多くの日本人移民が英領北ボルネオへ渡航したことが、歴史家トレゴニング、入江寅次、原不二夫、下元豊、望月雅彦の先行研究によって明らかにされている。本発表の目的は、これらの先行研究を踏まえた上で、**1880** 年代後半のタバコ・ブームに乗って「からゆきさん」が渡航したこと、**1890** 年代前半の世界大不況を背景として「日本人労働移民」が渡航したことを明らかにし、なぜ **1896** 年から約 **10** 年の間、英領北ボルネオ行き「労働移民」の旅券獲得者が途絶えたのかを検証するものである。

**1890** 年代の「労働移民」は、南繁蔵の関与した移民と、海外移住同志会の井上方勝が関与した移民に大別される。**1893** 年 6 月、和歌山県の南繁蔵と山本卯之助は同郷の働き盛りの男性 **15** 名

を引き連れて、樟脳採集や稼ぎの良い仕事を求めて英領北ボルネオへ渡航した。英国ボルネオ貿易植栽会社の下請けとして伐採事業にあたった時、労働者の質の高さが買われ、民間会社から、もっと同郷の人々を連れて来るように懇願され渡航費を手渡された結果、1893年12月25日に一時帰国した。こうして南繁蔵は日本人移民斡旋業者の性格を帯びるようになったが、目的はあくまでも自分たちで起業することであった。これは、「移民保護規則」が制定される前のことである。

原不二夫によると、南繁蔵が出発した2日後の「12月27日付に英領北ボルネオ政府は、日本政府に移民送出しの照会を送った。日本は政府として移民送出しをしないが、指し止めもしない」という回答をした。英領北ボルネオ政府は、マドラス、中国、日本で助成金付移民募集を行った。これに呼応したのが、シャムの移住事業を同時に手がけようとしていた井上方勝である。井上は、1894年11月30日に18名の移民を引率して調査に赴いた」という。彼らの内、旅券返却できたのは2名だけだった。入江寅次によると「岩本千綱のシャム入植も移民に問題があつて失敗した」という。

南繁蔵は、その他3名による同郷の者と組合伐採事業を始めた。英領北ボルネオ政府の要求する資本額を集めることに成功し、400町歩の土地を獲得できたのである。1894年後半に、日本へ木材を直接輸出した。南は、神戸の旅館で宿泊しながら木材販売に従事する傍ら、移民を募集した。1894年4月に「移民保護規則」が公布されており移民募集行為は同規則に抵触するため罰金を支払ったが、直ちに合法的な手続きを取り、小倉幸の代理人の許可を大阪府知事から得た。南の送った移民が香港で問題を起し救済を領事館に求めた。1895年6月14日付移民送還の報告書で、中川領事は「安易な移民の危険性」を指摘する。6月28日の官報で同領事の報告が掲載され、同日付で関係都道府県知事に英領北ボルネオ及びシャム渡航者に対する警戒の通達が出された。即ち、「奨励もしなければ指し止めもしない」という日本政府の方針が警戒に変わった。これが、英領北ボルネオ行き旅券獲得者が約10年間途絶える原因になった。1903年より増田幸一郎が、約60名の日本労働者を使って伐採事業を行なう

が、この労働者に匹敵する英領北ボルネオ行きの旅券下付者は見当たらない。彼らは、フィリピン渡航目的者などであったと推察される。その後、少数の移民が渡航するが、日本政府が再び方針を変えるのは、1910年の染谷領事の報告まで待たねばならなかった。

#### マニラ地域経済圏における商品流通の展開—— 19世紀から20世紀前半における米穀取引を中心に 千葉芳広（千歳科学技術大学非常勤講師）

本報告は、中部ルソン（Central Luzon）平野を後背地とするマニラ地域経済圏の19世紀から20世紀前半における形成と発展過程を、米穀を中心とする商品流通取引の側面から分析する。ここでの「マニラ地域経済圏」とは、現地住民の生活を成り立たせる地域として、マニラを中心とする都市部とその周辺の農村部の双方が埋め込まれた社会経済空間を意味する用語として設定されている。マニラ地域経済圏のなかでもヌエバエシハ（Nueva Ecija）州は、アメリカ統治下のフィリピンにおいて有数の米作地帯としての地位を確立した地域であり、本報告では、このヌエバエシハ州での米の流通取引がどのように形成されてきたのか、その特徴を同州における農業の生産構造のあり方を踏まえて明らかにすることを主要な研究課題とするものである。そのために、ヌエバエシハ州における米の流通の前史として、19世紀のブラカン（Bulacan）州における商品流通から考察を開始する。その分析を通じて、前近代から近代にかけてのマニラ地域経済圏における商品流通の変化を考察することも可能となる。

中部ルソン平野における地方および首都両市場圏は、19世紀を通じた世界資本主義経済の展開のもとで大きく再編された。例えば、ブラカン州の地方市場圏では、各曜日ごとに各地で開催された市は20世紀初めまでには消滅した。また19世紀末に敷設されてマニラと同州を結んだ鉄道は、それまでの流通の経由地と運搬のスピードを変えて両地域の経済的結び付きを強めた。ブラカン州は首都市場圏に一層取込まれるようになり、地主層をはじめとするフィリピン人の購買力は高まって、流通の結節点の町を中心に食糧や雑貨などの商店が設けられた。中部ルソン平野では米

と甘蔗が生産され、マニラを通じて移輸出された。とりわけ米は、マニラおよび輸出農産物生産地向けの商品作物として生産を拡大した。

こうした事態に積極的に対応したのは、中国人商人とフィリピン地主であった。この背景には、19世紀半ばから20世紀初頭までに漸次的に進んできた移動・営業の自由に関する制約解消、私的土地所有権の国家的保証が制度的前提として存在していた。例えば、20世紀初めのヌエバエシハ州で、中国人商人は鉄道沿線に倉庫と精米所を設けて米の集積拠点とし、マニラの中国人米穀卸売商に精米を送った。ただし19世紀までに自律的な地方市場圏を抱えて、マニラとの取引も行っていたブラカン州では、現地人が所有する精米所数の割合が大きかった。現地住民がすでに一定の流通ネットワークを構築していたブラカン州では、中国人は米の流通における主導権を掌握しにくかったのである。

1920年代までのマニラとヌエバエシハ州を結ぶ米穀流通は、マニラの中国人米穀卸売商を頂点とする階層構造の下に置かれるようになった。19世紀における首都市場圏と比べて、流通をコントロールする拠点が中部ルソン平野各地に分散する複雑なシステムから、マニラを頂点とする中央統制的な流通システムへの転換が進んでいった。このように流通構造がより単純化していった理由としては、周辺地域となる産地での社会的分業関係が進んでいなかったことがある。

### 植民地期ビルマにおける「映画とカイン」論争——仏教徒カレンの民族的主張、その歴史的・社会的文脈

池田一人（東京大学非常勤講師）

ビルマ植民地期末期のわずか10年ほどの間（1929～39年）に、多数派のビルマ民族に対する最大の「少数」民族とされていたカレン（ビルマ語で「カイン」）のあいだから、初めてのカレン史書が3種も出版されている。とくに仏教徒著者による2書は、植民地ビルマにおける仏教徒「カレン」の最初の名乗りの記録であったと評価できる。報告者は2004年に、これら3種のカレン史の概要と論理の由来を本学会において発表した。今回はその発展的報告として、最初のカレン史（ウー・ピンニャ『カイン王統史』）の出版

直前に当時のビルマ語全国紙トゥーリア紙上で、「カインは野蛮な民族（ルーミョウ）か否か」を争点として争われた『映画とカイン』論争を素材として取り上げる。そして、論者にひとしく共有されていたビルマ語世界における民族存立の論理を析出して歴史的な文脈に定位し、「野蛮なカイン」の理由を1920年代の社会的背景に求めることによって、カレンのうちとくに仏教徒の民族意識の顕在化過程を論ずることを目的とする。

論争の発端は1929年1月末トゥーリア紙上に、当時ビルマで上映された映画においてカインが野卑な民族として描かれていたことに苦言を呈した、あるカレン女性の投書が掲載されたことにある。これ以降半年以上にわたって、カレンとビルマ民族を名乗る論者双方の投書35本前後によって、映画製作の倫理や検閲制度、他民族との比較、カレンにおけるキリスト教布教など多岐に渡る論点を含みつつ展開したが、焦点はなんといっても、「野蛮／文明」を計る物差しとしての文字や文学の存在、そして仏教的王権の伝統の有無にあった。のちに『カイン王統史』を出版することになるウー・ピンニャが4月半ばに紙面に登場し、カレンにおける仏教的王権の過去を圧倒的記述量と細部をもって「証明」すると、論争は基本的に終息の方向に向かっていった。

論争の分析からは、民族（ルーミョウ）の正統性の主張には仏教（タータナー）の伝統に裏打ちされた王権（ミン）の過去が不可欠という、論者にひとしく共有された理解があったことがわかる。かような宗教＝王権＝民族の観念上の結びつきをビルマ世界における19世紀からの歴史的な文脈においてみれば、このような理解が20世紀になって現われた新奇なものであることがわかる。19世紀はミンの世紀であった。王統記や農民反乱の宣言文に表現される主権的な存在はミンであったが、19世紀末のビルマ全面植民地化はミンを消滅させ、タータナーの衰退を招いた。19世紀末から20世紀初頭、ミン＝タータナーの紐帯回復の現実性が乏しくなるにつれて、あたかもミンの空位を充当するかのようにルーミョウという概念が主権的なものとして立ち現れてきた。そこにおいて従来の概念の相互関係組み換えが起こり、主権者としてのルーミョウに連綿とした過去を保障する条件として、ミンとタータナーは

再定義された。

では、論争に先立って、あるいは論争を通してなぜ、カレンは「野蛮」であるとされたのか。1906年に設立されビルマ民族主義の嚆矢として顕彰されるYMBAによる運動とはすなわち、タータナー衰退に動機付けられたルーミョウを単位とした運動であった。その後継団体GCBAは、ルーミョウによって空間が画されることになった植民地ビルマにおいて、インド人を「外国人」として、そしてカレンを「政庁協力民族」として排撃の対象としていた。カレンは「土着の民(タインダー)」でありながら、その人口の1割ほどを占めるキリスト教徒のイメージと存在感をもって「カイン」が語られていた。カイン・ルーミョウというカテゴリー全体のイメージ低下のあおりを受けて、そこに含まれると観念されていたカレン人口の8割を占める仏教徒も、排撃とまでは行かずとも、何らかの批判的な評価を受けていたと考えられる。キリスト教を受け入れているということは、過去において仏教徒ではなかった、すなわち野蛮な人々であったということに容易に結びついた。これが1929年の『映画とカイン』論争の背景にあった。

このように考えれば、従来提示されてきた「カレン」範疇出現の機制について、植民地権力とキリスト教宣教師による名付け作用によってその範疇が形成されたという、キリスト教徒カレンをモデルとした定説以外にも、別の道筋を想定する必要がある。20世紀初頭の仏教徒カレンにおける民族意識の形成過程で肝要であるのは、ビルマ語話者あるいはビルマ民族による名付け作用である。カレンという範疇を野蛮と名指しすることによって、仏教徒におけるカレン意識を生起せしめた。カレン諸語を話す仏教徒は、仏教世界から追いやられているという自覚をもってカレン意識を深めていった。キリスト教徒の民族意識形成での宗教の機能とは対照的に、いわば、宗教的なアイデンティティの周縁化が民族的な意識覚醒に転化した。このような現象が起こりえたのは、ミンやタータナー、そしてルーミョウといった概念によってあらわされるビルマ語世界の世界観に、ある根幹的な変容があったからであった。「カインに王はいたか」と問うてそれがカインの信仰の質を問う問題として受け取られ論争化するよ

うな文脈じたいは、タータナーを保障する王権がルーミョウ別に編成され存在しなくてはならないという、王朝時代ではありえなかった新奇な過去の規定の仕方を前提している。

### タイ・コミュニティ林法を巡る迷走を読む——森林の高価値化、民主化と最周辺域の有した順接／逆説の展開

倉島孝行（京都大学研究員）

タイのコミュニティ林（以下、「CF」）法が迷走を続けている。CF法とは、ひとこと言え、中央政府管轄の国有林域ほかで、地方自治体・住民組織による資源管理を公認、推進していこうというものだ。タイで最初のCF法案が行政から提出され、その原則が閣議承認されたのは、1992年のことである。それから16年あまり、同法案は何度も成立目前という局面を迎えつつも、いまだに公布・施行されずにいる。本発表は、タイCF法を巡るこうした迷走と言え、展開を辿り、同法がなぜ成立し得なかったのか、その背後にどのような構図が存在したのか、明らかにしようというものだ。具体的には、主な法案の特徴とそれぞれの提案者、さらには各利害関係者の思惑の違いなどについて論じ、最後にタイ全体の政治動態構造と接合する形でまとめる。また、本発表では、特に2006年のクーデタ以前までの民主化期を論述の対象とする。

1990年代の民主化期以前、占有民の用益地を強制的に召し上げ、それを民間造林会社等に貸し出すといった政策が、タイで広く行われた。軍や森林行政によって展開されたこうした強権的な政策が、NGOや研究者らによるCF法要求へと結びついた。1992年から2006年の14年間に、タイでは4つのCF法案が閣議承認を受けている。また、この間、いくつもの法案が大政党によって直接国会に提出された。同時に、「人民の憲法」と謳われた97年憲法下の5万人署名法案規定が初めて活用されたのも、このCF法案だった。他にも、法案ではないものの、CF法の展開に多大な影響を及ぼした政策や政策提言が、政府系・非政府系の有力組織からいくつか出されている。タイCF法をめぐる迷走とは、このようにいくつもの法案や政策が、次々と出されては消されていった軌跡と言え。

こうした展開の背後にあった要因として最も重要だったのは、保護域の取り扱いをめぐる利害関係者間の対立である。ここで言う「保護域」とは、国立公園や野生動物保護区、水源域を指し、観光や研究などを除き、一般の用益が法的に認められてこなかった場所だ。大別すると、従来通りの排他的な森林保護原則を支持するグループと、逆に CF 設定を積極的に促し、コミュニティによる天然資源管理・地方分権の模範とたらしめようとするグループ、さらにはこのような原理原則とは別に王室の介在を第一義に置く組織。こうした各派の対立が時々の政権の政治的な立場や存立基盤と絡み合う形で、迷走の具体的な形が立ち現われていた。

一口に民主化期と言っても、タクシン政権とそれ以前とは、まったく異なる性質も有していた。タクシン以前では、体制は安定していたが、政権は不安定だった。この時期の CF 法をめぐる迷走は、保護派とコミュニティ派の対立を軸としていた。内閣がどちらかの案に与し、閣議承認しても、対立する側が強く反対すれば、承認が差し戻された。他方、タクシン政権の特徴は、体制も政権も安定していたことだった。農村部に手厚い政策をとった同政権は、CF 法案に関してもコミュニティ派に味方し、保護派から攻撃を受けたが、それによって方針を変えることはなかった。つまり、タクシン政権は、コミュニティによる資源管理を広く推進しようとした。ところが、このことは、逆に王室派からの抵抗を招く一因となり、今も続く迷走へと結びついた。元来、タイの保護域は、山地や国境周辺など、国土の中でも最周辺部に多く設定されてきた。だが、そこは、森林の高価値化と民主化の進展という新たな状況の中で、1990年代以降、原理原則や優先目的を異にする複数の正当化が交錯する攻防の中心となっていた。

### 難民研究の視座——文化人類学の視点から

久保忠行（神戸大学大学院生／  
日本学術振興会特別研究員）

本発表では、人類学的な難民研究の視点について報告する。対象とするのは、タイ北西部メーホンソーン県で約 20 年間、難民生活をおくるビルマからの難民のカレンニー難民である。

これまでの難民研究では、難民を単にパッシブな存在として捉えることに警鐘をならし、難民化することを喪失ではなく、社会が再構築される契機と分析してきた。それらの研究は、人々が新たな生活に適応する過程や、既存のナショナルな紐帯やエスニック・カテゴリーを再構築する様相を論じてきた。ただしこれらの研究は、第三国へ定住した難民や帰還民を対象としているものが大半をしめ、キャンプ社会についての研究は不足している。また従来の難民研究はアフリカ地域に集中しているという地域的な偏りがある。従来の人類学的な視点では、難民状態を「分離」、「過渡」、「再統合」という儀礼の過程になぞらえて、「分離」にある過渡の状態とみなされてきた。

ビルマが多民族国家であるように、難民キャンプも複数の民族からなる。宗教や難民化の背景、動機、生活水準、教育レベル、キャンプ外の世界との関わりは多種多様であり、一枚岩のコミュニティではない。難民キャンプはタイ中央政府、地方当局によって管理され、現場では国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）と国際 NGO（国境全体で 18、カレンニー難民キャンプで 7）が支援活動を展開している。また基本的に現場でのキャンプの運営は、難民が組織する難民委員会とキャンプ委員会が関わっている。そしてキャンプ統治に間接的だが大きな影響力をもっているのが、現在も反ビルマ政府の武装闘争を継続しているカレンニー民族進歩党である。

キャンプが設置された場所は、カレンニー民族進歩党の解放地域だったこともあり、キャンプは同党の政治の舞台でもある。同党の政治活動は、特にキャンプでの教育活動や伝統行事の執行にみられる。同党はキャンプで独自の文字や歴史を教育し、「ビルマ化」に対抗する「カレンニー・ナショナル・アイデンティティ」構築を目指している。また、難民化した人々の社会を「復興」する上で大きな役割を果たすのが、国際 NGO による物資の配給や教育、啓蒙活動などの支援活動である。「西洋的」な価値観に基づいた NGO の啓蒙活動は、従来の男性中心的な社会への挑戦となる。この点で、復興の営みが受容される側面に着目すれば、むしろ社会内部にある差異を拡大し分裂の契機にもなり得る。ただし、「民主主義」「自由」「平等」などの観念は、額面通りではなく現

在の境涯を抜け出すための「何か」として受容されている。この点で、カレンニー民族進歩党が発信するメッセージを受容するための土壌ともなっている。

人類学的な難民研究では、キャンプを再建という含みをもつ再構築というよりは、新しい社会が形成される場として分析する必要がある。新たな社会の形成の場としてキャンプを分析するなら、難民状態は移行期にある「過渡」とはいえない。難民キャンプ社会のあり方は、カレンニー民族進歩党が主導するような専制的な社会と、NGOが主導するような自由主義的な装いをもった社会のせめぎあいという側面にみられる。

### インドネシアの女性労働者——バンドン市家事労働者の事例

横本真千子（北海道大学大学院研究員）

インドネシアの女性労働者に関して、本報告では2008年7～8月にバンドン市において行ったインタビュー調査の結果をもとに、農村出身の女性家事労働者の入職システム、就業実態、出身世帯の家計構造、更に女性のライフサイクルにおける都市での家事労働の位置づけを明らかにし、女性の就業構造を検討したい。

インドネシアの女性家事労働者については、近年増加する東南アジア域内や中東地域への海外出稼ぎ労働者の主体として注目が集まり研究がなされてきた。一方、インドネシア国内で働く女性家事労働者については、若年女性労働者（児童労働者を含む）が家庭という閉ざされた空間で雇用されていることからNGOによって人権保護の立場で調査がなされてきた。

都市における家事労働者の就業を明らかにするため、バンドン市の家事労働者斡旋業者、家事労働者募集人、家事労働者にたいしてインタビュー調査をおこなった。家事労働者は、大部分がジャワ出身者である。その理由は、一般的にジャワ人は真面目で勤勉であると考えられていることと、ジャカルタやバンドンといった大都市から出身農村までの距離が遠いために頻繁に帰郷することが困難であることによる。バンドン市に事務所を持つ家事労働者斡旋業者は、ジャワ農村に住む複数の家事労働者募集人を組織することで、農村から都市への家事労働者供給ルートを確認す

る。農村の募集人は、近隣農村を回って家事労働希望者を募り、希望者が相当数集まった時点で都市の斡旋業者へ送り届ける。特定の斡旋業者との関係を持たないフリーの募集人も少数いるが、ほとんどの募集人は斡旋業者との間に長期の固定した関係をもつ。斡旋業者もまたジャワ出身者であり、自分の出身郡とその周辺郡を家事労働者調達源としている。家事労働者は、雇い主が決まるまで斡旋業者の事務所で待機して過ごす。斡旋業者は、雇い主の希望に沿う家事労働者を待機中の者から選び出し雇い主の家庭へ送る。その際に雇い主と家事労働者との間に同意書が交わされる。家事労働者、募集人、斡旋業者そして雇い主の関係は、募集人と斡旋業者との間に長期の関係がみとめられる以外は、家事労働者と募集人、斡旋業者と雇い主および雇い主と家事労働者との間には固定的な関係は結ばれていない。家事労働者は、10代から40代までと広範な年齢層にわたり、おもに農家世帯出身者であり、現金収入を求めて都市へ出稼ぎにやってくる。結婚前に都市で家事労働を経験した者が、結婚と出産を経て再び家事労働者として農村から都市にやってくる者が多く見られた。しかし、家事労働者としての経験はあまり賃金に反映されない。

農村から都市への家事労働者の供給を可能にしているのは、都市における女性の社会進出の増加と農村における女性の就業機会の制約、そして都市と農村との間の賃金格差である。おわりに女性労働市場における家事労働者の位置づけについて論じたい。

### 出かせぎモノ売りにたいする地縁・血縁の役割——中ジャワ州ソロ地方からの出かせぎを事例に

間瀬朋子（ガジャマダ大学客員研究員）

インドネシアは、モノ売りにあふれている。モノ売りの多くは、出身地を離れて、外に稼げる場所を求める人びとである。路上で見かけるモノのなかに、特定地域の出身者に商われてきたモノがあることは周知の事実とはいえ、その詳細はあまり知られていない。本報告では、ジャム（生菓飲料）売りを基点に、特定出身地と特定販売物の関係を掘り下げる。具体的には、ジャム売りとして、あるいはその配偶者としてパツ（ミートボールスープ）売り、鶏そば売り、アイスクリー

ム売り、ジャワ風そば売り、緑豆ぜんざい売り、かき氷売りなどとして、ジャワ島中部に位置するソロ地方の一部（ソロ出かせぎ送り出し圏）からインドネシア全土に出かせぎをする人びとを対象に、聞き取りをおこなって得たデータを分析する。そして、特定集団によって特定販売物が商われていることに関連して、従来型の連鎖移動・連鎖就職論にたいする理論的な再考を迫るべく、モノ売りとしての出かせぎに果たす地縁・血縁の役割に焦点を当てるのが、本報告の目的である。

諸先行研究のように、一時点のデータだけを抽出して分析すると、「同郷内で出かせぎ慣行が伝播し、連鎖移動が発生する。しかも集落、あるいは隣組、隣り合わせに住む親族同士というかなり狭い範囲で、同一出かせぎ先を目指す出かせぎ慣行が共有される」という側面が強調されすぎるきらいがある。一時点の出かせぎに表れない要素が勘案されないときに生じる誤解を避けるために、過去の出かせぎ歴や親族系譜など、さらなる聞き取り情報を追加して考えると、ある人が親族・隣人ネットワークだけを使うとしても、その出かせぎ先・出かせぎ業種の選択肢はかなり数多いということがわかってくる。出かせぎをしようとする人は、時節に応じて、もっとも自分の効用を満たしてくれそうな出かせぎ先と出かせぎ業種を選べばよいし、実際にそうしている。すなわち、ある人の出かせぎスタイルの決定は、きわめてポートフォリオ・セレクトシオンの的なされる。静態的な連鎖移動・連鎖就職の枠組によって、モノ売りの移動経済活動はとらえにくい。

### 村の家・森の家——ラオス少数民族カタンの人びとの住まい方

徳安祐子（九州大学大学院生）

ラオス人民民主共和国は多民族国家であり、現在の公称で約 50 の民族、かつての人類学者による調査では 100 以上の民族が数えられている。本報告では、モンクメール系民族、あるいは「ラオトゥン（lao theung＝山地ラオ）」と呼ばれるグループのなかのひとつ、カタン（Katang）の人びとについての報告をおこなう。資料は主に、2004 年から 2006 年にかけての通算約 10 ヶ月間おこなった調査にもとづいている。現地調査は、寝食を共にしながら参与観察やインタビューを

おこなう、文化人類学的手法でおこなった。

フィールドは、ラオス中南部のサワンナケート県である。ラオスのなかでもとくに平野部の多いこの県は、タイ・ラオ系の人びとの割合が高い地域だが、ベトナム国境に近づくと、標高があがるにつれてモンクメール系の人びとの割合が増える。調査をおこなった村は、標高は高くないが、それでも「山に住む人びと」と周辺民族からは見られ、「最貧国」とされるラオスのなかでも、とくに貧しい人びととして語られる。インドシナ戦争後は天水田耕作が主な生業となっているが、ほかに森でおこなわれる採集や漁撈も重要な食糧獲得の手段である。食糧以外にも、多くの生活物資を森から得るなど、森と密接な関わりを持って暮らす人びとである。

本報告では、カタンの人びとの「住まう」空間について考察する。ここで「住まう」空間としているのは、人びとが暮らしていくなかで、空間を秩序付けつつ、その秩序にのっとって生きていくような空間のことである。本報告では、人びとにとってもっとも小規模で社会生活の基本となる空間、「家」を出発点として考える。

カタンの家は、物理的空間としての家そのものや、家の精霊、そこに暮らす人びととの関係のなかで秩序付けられた、社会的な空間となっている。この空間秩序を作り上げる上で、重要な役割を担っているのが家の精霊である。そして、この精霊による秩序こそが、村を森から、わかつものであると考えられる。

さらに、この空間秩序の形成において中心的存在となる家の精霊について検討する。家の精霊はいくつかの精霊をあわせた呼び方だが、なかでも重要視されるのが、父母の精霊と呼ばれるものであり、家の精霊は祖霊的な意味合いが強い。そこで、埋葬された村の祖先たちが、家の精霊になる儀礼といわれる「ラブ（lapeup）」について考察する。そこでは、人が村と森とを行き来しながら、家の精霊となる過程をみることができる。そして、最終的には「森の家」を建ててそこに死者を住ませることで、死者が家の精霊となるのである。つまり、村を森からわかつもの、と考えられた家の秩序は、「森の家」に住む死者＝家の精霊たちとの関係によって成立するものなのであり、この秩序付けられた空間は村のなかだけで完結する

ものとして捉えることはできない。村と森とは差異化されつつも、ひとつの「住まう」空間として捉えられるべきである。

### 「文字のない少数民族」の変容——ベトナムのムオン人自身によるムオン語の表記と口頭伝承の記述

大泉さやか（一橋大学大学院生）

本発表は、ベトナムのムオン人が自らのローマ字表記によってムオン語を文字化し、口頭伝承を記述する動きを取り上げる。近代国家形成に伴う文字・正書法政策の枠外にあった、少数民族による自発的な自言語文字化の試みの意味を考察することを目的とする。

ムオン人（ベトナムの少数民族）のムオン語には、正書法も広く受け入れられた表記法もなく、表記の習慣もなかった（いわゆる「文字のない言語」）。主として1960年代以降、ベトナム政府は少数民族言語に文字・正書法を策定する主張を出している。しかし、ムオン語は、ベトナム語と「同源」であることなどを理由に正書法が制定されず、国家による文字・正書法政策の枠外に置かれた。その一方で、ベトナム語・クオックグーによる読み書きを学んだムオン人の中から、自らムオン語のローマ字表記をはじめた者が出てきた。

ムオン人自身によるムオン語文字化の具体的な事例として、1) タインホア省のムオン人で、後に口頭伝承収集家となったヴオン・アインの事例、2) 発表者が定着調査を行ったホアビン省タンラク県P社の事例を取り上げる。

ヴオン・アイン（1944年～）は、1954年前後から、それまで口頭で伝承されていたムオン語祈禱文を、祈禱を勉強する父親のために自らのローマ字表記で文字化した。P社のムオン人祈禱師たちも、祈禱の勉強のために、ムオン語祈禱文を各人が各人なりのローマ字表記で文字化している。祈禱文を書き取ったノートはあくまで自分（ヴオン・アインの場合は父親）が参照する、記憶の補助のための個人的なノート・表記である。

ヴオン・アインが行っていた自発的「文字化」は、主に1960年代以降、「民間文学」収集政策と接続され、彼の表記は政策的文化保存の道具となった。1975年、ムオン語「祈禱文」をヴオン・アインらなりの表記で文字化した、『大地の誕生、水の誕生（ムオン語版）』が刊行される。これは、

「民間文学」収集政策の中で、「祈禱文」を儀礼の場から切り離し、ムオン人の「文学」「叙事詩」として保存しようとするものであった。他人が「読む」ことを想定した表記を、言語学の非「専門家」なりに目指していたと見られる。

P社の事例においては、記憶の補助のための祈禱文ノートは、その後、祈禱師だけが読むことが許され、継承することができる「財産」「神器」としてのノートになった。新たな動きとして、P社では2007年に、忘れられつつあるムオン語歌謡を保存するため、ムオン語歌謡教室が開かれた。ここでも、「子孫に継承するため」、ムオン人がそれぞれのローマ字表記で歌謡の文字化を行い、書き取ったノートを「財産化」している。現在のところ、各人のノートが単独で流通する訳ではなく、音声（音声化された祈禱・歌謡）を伴って教えられているので、各人が各人なりに表記していても支障はないようである。

こうした文字・正書法政策の枠外に置かれたムオン語に対して、非政策的な理由から、「書き手」によって異なる非統一的な表記を、言語学の非「専門家」であるムオン人自身が与える意味を考察することにより、文字・読み書きの意味・あり方の多様性を理解することにつなげたい。

### 〈シンポジウム1〉

#### 「東南アジア現代文学の眺望——作家、歴史、社会」趣旨説明

青山亨（東京外国語大学）

東南アジア研究の歴史を振り返って見たとき、文学の研究は、その一角において、もっとも大きな流れでこそなかったかもしれないが、確固たる位置を占めてきた。東南アジア研究における文学研究は、文学固有の問題群を分析する試みであったばかりではなく、文学を通して東南アジアの社会を理解するための探求の試みでもあった。けだし文学は社会的な存在である人間の創造物であり、言語というコードの共有と読み手の存在を前提とする以上、これは当然のことであろう。インドネシアの作家プラムディヤは、文学の理解は人間の理解である、と述べているが、まさに東南アジアの文学研究は、文学を通じて東南アジアの社会、そこに生を営む人々を理解しようと努めてきたのである。

このことは、社会の変化に応じて文学、そして文学の理解もまた変化していくことを意味している。20世紀において、東南アジアの多くの地域が列強の植民地支配のもとにあったころ、あるいは、第二次大戦後に独立を達成し国民国家の建設に全力を尽くしていたころ、あるいは、東西冷戦を背景にした戦乱の渦中にあったころ、文学が文学としての使命に真剣に向け合おうとすればするほど(そのことと作品の価値とは別のものであるし、作品がどのように表現されるかは個々の文学者の意識に委ねられるものであるが)、作品には、近代化、国民統合、抗戦といったその時代の社会的なプロジェクトの潮流が直接的あるいは間接的に反映することとなった。対する文学の研究もまた、文学作品の研究を通じて、社会の有りようとその来るべき変化の方向を読み取ろうとしてきた。

今日、おおよそ1990年を境として、東南アジアの多くの地域において新しい社会的、政治的な変化が生じつつあることは、否定できないであろう。ベトナムにおけるドイモイ政策の開始、マレーシアのペトロナス・ツインタワーに象徴される経済発展、アジア金融危機に端を発するインドネシアのスハルト政権の崩壊とそれに続く民主改革は、これらの変化を示す代表的なできごとである。これらの動きを端的に言いあらわせば、冷戦的イデオロギー対立の衰退、市場経済の進展と都市中間層の台頭、本格的なグローバル化による人、もの、情報の過剰なまでの越境、に集約できよう。

社会の新しい動きに呼応して、東南アジアの文学のなかには、内容あるいは形式においてこれまでの文学とは一線を画す動きが現れつつあるようである。むろん、具体的な作品のあり方は、それぞれの地域固有の力学によって、あるいは、文学者の意思によって、多様な形をとることになる。しかし、にもかかわらず、そこには今までにない胎動が通底していることを感じる事ができる。また、過去の文学に対しても、新しい視点から読み直されることによって、新たな評価が下される動きも生じている。このような東南アジアの今を前にしたとき、東南アジア文学の研究者には、21世紀にふさわしい新しいアプローチが要請される。

より個別的な問題群としては、1990年前後と

いう区切りがはたして文学の場でも区切りとして機能しているのかどうか、もしそうだとしたら、その前後の変化のあり方として、いわゆる「大きな物語」から「小さな物語」への転換という理解が当てはまるかどうか、といった論点も取り上げられることが期待される。

このシンポジウムでは、東南アジア文学の今を取り上げ、インドネシア、マレーシア、ベトナム、タイ、カンボジアの文学の研究者に報告をしていただくとともに、東南アジア地域の文学の立場からと、地域を離れた文学の立場からそれぞれコメントをしていただくことによって、東南アジアの文学の今を考えていくことを狙いとしている。この機会に、東南アジア現代文学の眺望を示すことができれば幸いである。

### インドネシア：「文学コミュニティ」から見える文学実践の多様化

澤井志保

(東京外国語大学大学院生／港中文大学大学院)

現在のインドネシアにおいて、「文学コミュニティ」といわれるグループが多く存在し、活発に活動している。「文学コミュニティ」とは、文学に直接的または間接的にかかわる活動を行うために、複数の個人によって、営利を主要目的とせず形成されたグループのことを指す。

このような文学コミュニティは、植民地時代から、文学を集団的に享受する集まりとして、現在インドネシアと呼ばれる地域に存在しており、独立運動時においては、人々が「国民としての主体性」を想像し獲得していくプロセスにも深く関わることとなった。しかし、1990年代以降をめぐって増加している文学コミュニティにおいては、参加者の知識人的特権性と、文学の享受を通して立ち上げられる国民的主体性のあり方について変化が見られる。たとえば、中間層と大まかに分類される範疇と総数が大幅に拡大したことに加え、権威主義的政権の終焉によって言論統制が緩和され、出版業が活性化したことで、文学を享受する層のすそ野が、知識人層を超えて大きく広がった。さらに、メディア・テクノロジーの普及による情報伝達の高速度と、移民労働や留学、旅行などの目的のための海外渡航人口の増加により、以前よりずっと広範囲な階層の人々が、国

境や国籍、国語を実体的ないし仮想的に越境しながら、宗教、職業、エスニシティやジェンダーを基軸として、より多面的な文学的主体性を立ち上げるようになった。このような例のひとつが、海外に支部を持つ文学コミュニティや、外国を舞台としたイスラム系ポップ小説ジャンルの出現である。また、ゲイやストリートチルドレン、移民労働者女性等の社会的マイノリティが、文学実践を通して多彩な社会表現を行っている状況からも、近年のインドネシア語文学においては、特定の国民的主体性を提起するのみならず、むしろこれについて問い直し、再解釈する可能性が見てとれる。

そこで当発表においては、香港在住のインドネシア人女性家事労働者によるイスラム系文学コミュニティを取り上げ、上述のような社会的変化が、インドネシア語文学にどのような意味を付与し、国語文学研究の新しい射程を示唆するのかについて検討する。そのために当発表では、この文学コミュニティの活動形態の内容と参加者の執筆したテキストの両方から、文学的主体性の読み取りを試みる。たとえば、当コミュニティ参加者は、インドネシアでは多数派でも、香港への移民によって、宗教、エスニシティ、経済力の上で少数派になることで、現地の社会的文脈において新たな主体性を交渉することになる。そこで、コミュニティに参加することでムスリム女性としての連帯を実現し、互いの作品を批評し合っ文章力を向上させることで、労働者ではなく、著者になろうと努力し、さらにテキストの中で家事労働者への搾取や文化的抑圧について批判することで、現地社会での自分の位置を分析する。このような文学の享受プロセスの観察により、現代における国語文学とナショナリズム、そして文学的主体性のかかわり方について考えたい。

### マレーシア：多民族社会の中の華人文学

舛谷鋭（立教大学）

毎日 90 万部の華字紙が売れ、700 万華人の 90%が華語小学校に通う国。マレーシア華語系華人文学（馬華文学）はそこにある。所詮新聞の総部数の三割、人口比の四分の一に過ぎず、マレー人に劣る出生率で未来の相対的沈下を危惧する声もある。しかし、文学の発表媒体としての華字

紙、リテラシーを保つための民族語教育と、それらを支える社団が存続するために、十分な絶対数とも言えよう。

国語であるマレーシア語で作品を発表するのはマレー人作家はもちろん、タミル人のウタヤ(1972-)だけでなく、リム・スウィーティン(1952-)ら華人作家も少なくない。国立言語図書研究所(DBP)には、民族文学間の相互交流としてウスマン・アワン(1929-2001)を中心に発足したマレーシア翻訳と創作協会の活動もある。

しかし、華人中高生の文化英雄は、リムらマレーシア語作家でなく、華人私立高校から台湾留学し、彼の地の文壇で活躍する黄錦樹(1967-)、陳大為(1969-)、鍾怡雯(1969-)といった「六字輩」(六十年代生まれ)の「留台」作家たちである。彼らの作品は「原住民」作家らとともに台湾文学に彩りを添える「ディアスポラ」文学として評価されている。

「留台」作家からも高い評価を受けるリー・テンポ(李天葆,1969-)は、同じく「六字輩」ながら、国内に留まり作家活動を続ける華人作家である。彼の作品は多民族社会マレーシアにおける文学の一断面であり、かつ「文化中国」(中華文化圏)との関わりも深い。

クアラルンプール生まれのリーは、広東大埔系客家を父に持つ現地第二世代の華人である。マレーシアで準公立華語小から私立華語中高に進み、卒業後は中国福建省、廈門大学の通信コースで学び、私立中学の華語教師を勤めた。作風から海外華人世界の代表的張(愛玲)派作家と呼ばれる。

(邦訳は以下を参照：リー・テンポ著、舛谷鋭訳「写真の中の人」『新潮』10月号、2007) ちなみに『傾城の恋』の張愛玲(1920-1995)は、四十年代上海で活躍した女性作家であり、今も中華文化圏で広く読み継がれる「現役」作家である。

現代マレーシアにあってなぜ四十年代上海なのか？二十一世紀に入り、祖籍地(祖先の原籍地)中国からの「乳離れ論争」が、他ならぬリーの作品を契機に巻き起こった。彼は桃源郷としての上海モダンを酷愛し、その面影をツインタワーはじめ高層ビルが居並ぶ大都会クアラルンプールに探す。茨廠街(ペタリン通り)のチャイナタウンや、新街場(ピール通り付近)のような華人の生活区がそれに当たるが、タミル人のブリックフィール

ドやマレー人のチョーキットも、それぞれの民族毎に同様の感興を呼び覚ますだろう。

イギリス植民地時代に契約移民として海を渡った華人の文学は、紛れなくポストコロニアル文学の一環である。リー・テンポの文学は「文化中国」の、またマレーシア文学の周縁と切り捨てることができるだろうか。張愛玲が四十年代上海に活きたように、リー・テンポは現代の吉隆坡（クアラルンプール）に生きる。

### ベトナム：ファム・コン・ティエンの詩学

野平宗弘（廈門大学外文学院）

1986年に始まるドイモイ以降、ベトナムの作家達には一定の創作の自由が認められ、ドイモイ文学の潮流は88-89年に頂点を迎えた。作家ファム・ティ・ホアイ **Phạm Thị Hoài** (1960-) は、その後の90年代半ば以降、現在に到るまでをポスト・ドイモイ期と規定し、質の高い作品も現れているとはいうものの、伝説化されるような作品はないと指摘している。

ベトナム現代文学の中で伝説化されているものの一つに、1950年代後半の北ベトナムで創作の自由を求め弾圧された「人文一佳品事件」が挙げられるが、その中心人物である詩人の故チャン・ザン **Trần Dần** (1926-1997) らが、2007年になって国家賞を受け、約半世紀前の文学事件の実質的な名誉回復がなされたことが象徴しているように、過去の見直しはやっと始まったところである。また、その受賞理由には「社会主義建設と祖国防衛に貢献した」ことが挙げられていることから分かるように、ベトナムの現代文学は公式的にはベトナム共産党の「大きな物語」に属していると言える。

南北分断期(1954-75)の南ベトナムに現れた詩人、思想家のファム・コン・ティエン **Phạm Công Thiện** (1941-)。以下、ティエンと略称)が公に再評価されることはまだ先のことだろうが、60年代後半に「ファム・コン・ティエン現象」と呼ばれる流行現象ともなった彼の出現の衝撃は、今でも半ば伝説的に語りつがれているだけでなく、彼からの影響を公言する詩人や彼を乗り越えようとする詩人も現在のベトナム国内にはいる。だが、60年代に彼が達した思想的地平まで、彼を支持する者達が到っているかは疑問も残

る。

現在、亡命者の立場にありアメリカで暮らすティエンは、ベトナム語での詩作によって「故郷」への回帰を試みている。彼にとって「故郷」を再び「見る」ことは、現実的な帰国によって果たされるものではなく、言語的世界創造によってこそなされるものである。

彼は、主体たる人間の言語によって客体的に世界を掌握しようとする西洋形而上学に根差した表象的思考を、ベトナムの伝統的宗教の一つである大乘仏教の「空」の思想に基づいて否定し尽くし「空」さえも否定することで、アリストテレス型の論理も主体も客体もない根拠なき「透明な源」(詩人ハン・マック・トゥーの言葉)にまで退歩しようとする。

そして、その「透明な源」の「如き」世界を、母語ベトナム語での詩作によって新たに創造することで「故郷」を再び見ようとしている。母語の中で「もの」**Cái**を語ることによって、それを「如実」に、「実際に」、「存在」へともたらし、彼の「もの」語りであり、「故郷」回帰であると言える。

ベトナムの「存在」を忘却した西洋形而上学に根本的には根差している現在のベトナムの国家イデオロギーの「大きな物語」のみならず、私自身に対しても、日本と同じく大乘仏教文化圏から現れたティエンの「もの」語りは、近代的思考とは別の思考、別の言語世界の可能性を突きつけている。

### タイ：タイ現代文学の登場と新ジャンルの挑戦

アット・ブンナーク (タイ中小企業開発銀行)

2008年11月25日夜からのバンコクの空港閉鎖の影響により、発表者が渡日困難となったため、本報告は急遽中止となりました。

### カンボジア：内戦終結後からの再出発

岡田知子 (東京外国語大学)

社会経済の復興・発展途上にあるカンボジアでは、文学はいまだ模索状態にある。本発表では、大量消費される恋愛小説、文学賞応募小説・投稿詩の社会的役割、ポスト・ジェノサイド文学の出現の3点に焦点をあてて概観する。

カンボジアでは長らく続いた内戦が終結、

1990年前後を境に急激な社会変革が始り、1993年にカンボジア王国が誕生した。法律上、言論の自由が認められるようになり、多くの新聞、雑誌が発行され始めた。そこには伝統的価値観に沿った恋愛小説が掲載される一方、直接的な性愛描写を入れるなど、それまでのタブーを破った小説には、新しい価値観や解放感が読み取れる。

現在まで職業作家として活躍しているのは、2名の女性作家、マウ・ソムナン（1959-）、パル・ヴァンナリーレアク（1954-）であり、書き下ろしの単行本を次々と出版している。いわゆるフォーミュラ・ロマンスである一連の作品群では、洒落た文体や難解な語彙を使用せず、強い政治的主張、痛烈な社会批判はない。同時代の都会を舞台に、富裕層の生活スタイルがふんだんに盛り込まれており、わかりやすい筋立てで展開も速い点が読者をひきつけている。体現化された美德としての若さと美貌を備えた女性主人公は、「純潔を守る」という伝統的性規範を踏襲しているが、それはカンボジア人女性のアイデンティティとして再評価されている。同時に女性の行動領域の拡大、親子関係のありかたなどに新しい価値観が見られる。ただどの作家も「作家は教育者」という立場は崩しておらず、作品は娯楽のためだけではなく若い女性のための規範書としても読める。

一般人が実名で社会に訴える場がまだ少ないカンボジアでは、文学賞への応募短編小説や新聞雑誌の投稿詩が、一般人の意見投稿としての役割を果たしている。動物や神々を登場人物にして風刺的に貧困、汚職、伝統崩壊、遺跡盗掘など社会・政治批判したものが多く。特に詩は、紙幅をとらないことから掲載の機会が多く、またそれぞれ決まった吟唱法を持つ伝統的な定型詩で書かれることにより、読者も容易に感情を共有できることができると考えられる。

ポスト・ジェノサイド文学とは、ここではポル・ポト政権時代の人民の苦しみを物語った小説や個人体験を綴ったものとする。前者は、1980年代の社会主義リアリズム小説に類似しており、ポル・ポト政権崩壊の記念日を冠した「一月七日文学賞」の受賞作品にその特徴が見られた。後者については、ディアスポラによって書かれた作品を、カンボジア語に翻訳し、出版したものが圧倒的に多い。現在でもクメール・ルージュの国際法

廷での審議は続いており、国内での公的な評価が定まっていないためか、国内のカンボジア人による作品はまだ少ない。中でも、たとえば一般庶民による記録である『地獄の一三六六日間—ポル・ポト政権下での真実』（オム・ソンバット著）では、当時の悲惨な体験が生々しく描かれる一方で、強制労働の末、完成した水利施設に感動するなど、一概に「ポル・ポト政権の圧制での被害」だけを訴えているものではない。

カンボジア人ディアスポラからのカンボジア国内のさまざまな文学、文化活動に関するコミットメントも少なくない。それはインターネット・ラジオを通じた情報発信にはじまり、文学研究者、作家、映像作家、舞踏家、音楽家など幅広い分野にわたっている。

## 〈シンポジウム2〉

### 「世界の中の東南アジア—解体する？東南アジア」 趣旨説明

古田元夫（東京大学）

1997年のアジア通貨危機から10年が経過し、アジア地域では地域共同体の結成をめざす動きが急速に展開している。東南アジアでは1997年にASEANビジョン2020を掲げてASEAN共同体設立の目標を明確にしたASEANが、創立40周年を迎えた2007年にASEAN憲章の制定にいたった。鳥インフルエンザやSARS、9.11米国同時多発テロ、2004年インド洋地震・津波災害といった、いわゆる非伝統的安全保障問題への対応を迫られる事例が相次ぐなかで、域内で国を超えた協力が実践され、東南アジアというまとまりは現実に実体化しつつあるようにみえる。

ただし、この間、ASEANはASEAN+3などより広域の制度的枠組みを形成し、自らを広域システムの中のサブシステムと位置づけることによって、その影響力を発揮してきた面がある。こうしたASEAN自体の動きもあって、現在の東南アジアを「東南アジアとしてのまとまり」という視角から見ると、同じ事象の中に求心と拡散のベクトルがともに並存しているかのような状況が存在している。

1999年のカンボジア加盟でASEAN10を実現し、名実ともに東南アジアの地域国家連合となったASEANが、その途端に、加盟国間格差、い

わゆる ASEAN ディバイドの問題に直面することになったのは、その一例である。また東アジア共同体構想の浮上は、ASEAN の存在意義を高めている反面、東南アジアとしてのまとまりを相対化する側面もあるように見える。さらに、中国経済圏やインド経済圏の急成長は、ASEAN にとっての脅威であると同時に、結束強化の要因でもある。経済面での「アジアのアジア化」と呼ばれる状況が、東アジアという規模で見た場合にはじめて成り立つ話なのか、「東南アジアの東南アジア化」を内包しつつ展開されているのかは、経済実態に即した検討を要する課題であろう。

メコン圏開発のように国際開発の受け皿としてサブ・リージョンを設定する動きも見られるが、こうした動きの東南アジアあるいは ASEAN との関係も、両義性があるように思われる。さらに政治体制の民主化、市民社会の連携は、共同体としての ASEAN を展望すると長期的には不可欠な要素に見えるが、短期的には権威主義体制が担ってきた ASEAN の指導力を低下させている面があるなど、地域統合との関係を問わざるをえない面があり、そこでナショナリズムの役割や、先行する地域共同体 EU の経験との対比など、多くの問題が存在する。こうした問題を検討する上では、歴史世界としての東南アジアがそもそもどのような性格をもっていたのかという歴史的視点を念頭に置くことも、きわめて重要な意味をもっていると考えられる。

本シンポジウムではこうした東南アジア地域の 10 年の歩みを振り返り、「東南アジア」という枠組みの意味とそのゆくえを政治・経済・ASEAN 論などの現代的視点と歴史世界としての東南アジアという歴史的視点の双方から検討したい。

### 地域主義の湧き源としての東南アジア——ASEAN への注目

山影進（東京大学）

20 世紀末から今世紀にかけて、東南アジアを核としてさまざまな地域主義が湧き上がっている。この現象は東南アジアだけに見られる現象ではないので、東南アジアのユニークさを浮き彫りにしているわけではない。ユニークかどうかはさておき、グローバル化が進行する中での地域主

義・地域形成の世界的潮流の中で、東南アジアにおけるその特徴を整理しておくことは、少なくともアジアないしアジア太平洋国際関係を考える上で重要である。その論点はふたつある。まず、東南アジアの人々自体がどのような変化のベクトルを作り出そうとしているのか、言い換えると「新 ASEAN」はいかなる意味で新しくなろうとしているのか、である。そして、その ASEAN は周辺地域を巻き込んで広域東アジアあるいはまだ名前を与えられていない新しい地域枠組みをどのようなものにしようとしているのか、言い換えると、「新 ASEAN」はアジアをどのように変えようとしているのか、である。以上の 2 点を中心に問題提起してみたい。

### 国際的生産ネットワークの形成と経済統合のハブ＝スポーク・システム

木村福成

（慶應義塾大学／ERIA チーフ・エコノミスト）

1990 年代以降、東南アジアは、北東アジアとともに、世界に例のない精緻な国際的生産ネットワークの構築に成功してきた。伝統的な産業単位の国際分業に代わって機械産業を中心とする生産工程単位の国際分業が発達し、企業レベルのフラグメンテーション（分散立地）と産業・業種レベルでの集積形成が同時に進行した。国際的生産ネットワークを設計・コントロールしているのは多国籍企業であるが、集積の中では地場系企業の生産ネットワークへの参加も見られるようになってきた。他地域に先駆けて生産ネットワークが形成された背景には、1980 年代後半あるいは 1990 年代初頭以降の積極的直接投資受入政策と電子部品等を中心とする一方的貿易自由化、アジア通貨危機以降の政策面の経済統合の中での包括的な貿易自由化・円滑化があった。これらの政策改革においては、巨大な直接投資のアトラクターとして登場してきた中国に対する危機感が強い動機となった。

東南アジアは、ASEAN を単位とする経済統合の深化と (ASEAN+1)xX の FTAs のハブ＝スポーク・システム構築においても、一定の成果を上げてきた。東南アジアの場合、FTAs 網のハブといっても、経済規模も相対的に小さく、また投資するというよりは投資されている地域であり、スポ

一ク間の統合を促すインセンティブは弱い。その結果、日中韓の統合が遅れる中、東アジアのFTAs 網は地域概念を深化させるというよりは、むしろ地域外に開放された形で展開されてきている。外に開かれた経済統合は、最近の「地域主義の多角化 (multilateralizing regionalism)」の議論ともあいまって、WTO ドーハラウンド後の新たな国際通商政策秩序形成の萌芽となる可能性を秘めている。

### <東南アジア>研究における地域と専門

白石隆

(政策研究大学院大学/アジア経済研究所)

地域は常に戦略的なものである。一方、専門 (discipline) はわれわれの思考を型にはめ (discipline)、かたちを与える。では<東南アジア>研究において地域と専門はどのような可能性を開き、どのような可能性を閉じてきたのか。

### 「臨床の知」としての歴史空間

早瀬晋三 (大阪市立大学)

近代であるなら、「東南アジアとは？」と訊かれれば、近代に支配的であった国民国家の集合体として、10ヶ国をあげればよかった (東ティモールはまだなかった)。学問としても分業体制の下、排他的に歴史学としてどう考察すればいいかを、一方的に語ればよかった。しかし、国民国家という枠組みの重要性が相対的に低下し、学際的・学融合的研究の必要性が増してくると、そう単純に答えられなくなった。考察の対象も複雑で、地理的にも、分野的にも、簡単に設定できなくなった。まず、「だれのため？ なんのため？ なぜ歴史研究で考察する必要があるのか？」を明確にしたうえで、それにそって地理的枠組みなどを設定する必要がある。また、外国研究であるなら、なぜ日本人が研究する必要があるのかを説明しなければならない。外国人による研究の紹介や焼き直しのような研究の意義は、近代より少なくなっている。換言すれば、東南アジア史研究が現在の社会・学問的世界とどう向きあって考察・分析を進めるのか、「臨床の知」としての存在意義を明らかにしなければならなくなった。

地理的枠組みは、生活の場である個人・家庭、コミュニティから地球規模までであるが、最小の単

位でさえ地球規模と結びつくことを考えなければならない。つまり、東南アジアのどの社会を取りあげようとも、本シンポジウムのタイトル通り「世界の中の東南アジア」であるべきだ。そして、地球規模で考えるとき、その事例として東南アジアが適しているのかが問われる。もし、ほかの地域の事例研究の成果を東南アジアに応用できるのなら、東南アジアを研究する意味は少なくなる。また、現代の事象だけで研究することができ、歴史的に培われてきたものとして現代をとらえる必要がなければ、歴史研究も必要ないということになる。あるいは、歴史学を専門としない研究者が歴史的に考察することで、こと足りるなら、歴史学を専門とする研究者は必要ない。しかし、それらを判断できるだけの十分な研究蓄積はない。とくに、東南アジア研究のように、研究蓄積の乏しい分野は、まず基礎研究の充実を図らなければならない。

歴史研究の基本は、いうまでもなく原史料の読解にある。その原史料の信憑性・価値について吟味する考証は、とくに近代文献史学にとって重要であった。しかし、文献考証にもとづく歴史研究は、文献を重視する周期性のある陸域温帯の定着農耕民社会にとっては有効であっても、例外の連続で、その場その場で臨機応変に対処しなければならなかった遊牧民や海洋民の社会では、意味をなさない。文献考証にこだわれば、歴史学は近代歴史学から離脱できなくなり、近代文献史学で十分に語るができなかった東南アジアのような地域の歴史は依然として二次的に扱われ、グローバル化時代にふさわしい世界史の登場を妨げることになる。

いま、文献にかわる史料として、口述史料、考古学史料だけでなく、絵画や美術工芸品、建築、身体・動作などからも歴史的考察をしようとしている。しかし、これら非文献史料だけで、歴史を語ることはかなり困難で、非文献史料を考察・分析するためにも、文献史料の考察・分析が必要となってくる。本報告では、文献史料と口述史料から、その地域性・空間を考え、最後に、歴史は国家に属するのか、地域に属するのか、民族に属するのか、文化・社会に属するのか、・・・なにに属するのかを考えたい。

## 短報

## 第3回ベトナム学国際会議に参加して——課題と展望

新美達也（中央大学大学院生）

2008年12月5日から7日まで、ベトナムのハノイ市にあるミーディン国立コンベンションセンターにおいて、第3回ベトナム学国際会議（The Third International Conference on Vietnamese Studies）が開催された。

この国際的なベトナム研究発表の場は、1990年の「ホイアン国際シンポジウム」（日本学術代表団—故山本達郎団長）の開催がきっかけであった。このシンポジウムには、日本以外からも、ポーランド、カナダ、オランダ、タイ、アメリカ合衆国、オーストラリアの研究者らが参加し、3部会にわかれ35の研究報告があった。

その8年後の1998年、世界中のベトナム研究者に呼びかけ、第1回ベトナム学国際会議がハノイ市のバーディン会堂において開催された。この記念すべき第1回国際会議には、参加者700名余のうち、世界26カ国から300名近くの外国人研究者がつどった。これは、ベトナムにおける最大規模の学術会議であった。

続いて2004年には、第2回ベトナム学国際会議がホーチミン市の統一会堂において開催された。この会議には、世界26カ国から189名の参加者（118報告）に加え、200名余のベトナム人研究者から報告があった。同会議では、「グローバル化下での主体的な世界経済参入」、「経済開発とドイモイ政策の課題」、「少数民族と人口・社会問題」、「歴史と文化・文明」、「地域研究」の5つのテーマを10部会にわけて研究報告がおこなわれた。

そして、今回で3回目となるベトナム学国際会議の開催は、ハノイ国家大学およびベトナム社会科学院の共催、フォード財団の後援で、前述のホイアン国際会議（1990年）当時より国際学術協力における中心的役割を担っているファン・フイ・レ（Phan Huy Le）博士、ハノイ国家大学ベトナム学・開発科学研究所所長のグエン・クアン・ゴック（Nguyen Quang Ngoc）教授らの尽力により実現した。

今回も国別参加においてベトナムを除いて最

多である日本は、「日本ベトナム研究者会議」によって同会議の開催をサポートしてきた。海外からの報告者は、世界23カ国からの174名であり、その内訳は以下のとおりであった。日本から33名、アメリカ・ロシアから各29名、ドイツ・韓国・オーストラリアから各6名、台湾・フランスから各5名、その他、中国、カナダ、スウェーデンなどから。

全体では868件の報告があり、あらたに「法律」や「環境」といった部会も加え、全18部会にわかれて研究報告が行なわれた。全部会において1285件の質疑があり、うち293件が海外からの参加者からのもので、活発な議論が行われた。今回の会議の特徴は、国内外の若手研究者の参加が増加した一方で、海外からの参加者が減少したことであろう。これは、世界の東南アジアへの関心が薄れていることの現れなのであろうか。

そのような中でも、依然として世界のベトナム研究において、日本の存在は小さくない。2009年2月25日には、桜井由躬雄博士がベトナムのファン・チャウ・チン（Phan Chau Trinh）文化財団による「ベトナム学—2008」賞を、オーストラリアのデイヴィッド・マー（David Marr）教授とともに受賞し、3月27日に、旧インドシナ大学大講堂において、グエン・ティ・ビン（Nguyen Thi Binh）元副大統領より同賞が手交された。

筆者を含め、ベトナム研究へのアクセス方法は多様になり、従来の考古学・歴史学、政治学、言語学以外にも、農学、経済学・経営学、建築学、社会学、文化人類学、法学などを専門としながら、ベトナムを研究対象とするといったように多領域に研究が広がりをみせている。だからこそ、このようなベトナムを中心とした多分野の研究者が一堂に会する場合は、非常に大切である。

直前に報告者が変更になったり、時間の変更等が参加者に周知されなかったりするなどの大規模な国際会議における運営上の諸課題も、開催を継続することで改善されていくであろう。このような場を通じて、ベトナムのみならず東南アジア研究そのものも盛り上げていくことができるのではないだろうか。そのためには、ベトナム国内外の研究者やベトナムに関心を持つ方々の協力は今後も欠かせない。

## 地区活動報告

各地区例会の2008年11月から2009年3月までの活動状況は以下の通りです。

## 関東地区

2008年11月15日

池田一人(東京大学非常勤講師)「植民地期ビルマにおける「映画とカイン」論争——仏教徒カレンの民族的主張、その歴史的・社会的文脈」  
 間瀬朋子(上智大学)「出かせぎモノ売りにたいする地縁・血縁の役割——中ジャワ州ソロ地方からの出かせぎを事例に」

2009年1月31日

高橋勝幸(早稲田大学客員研究員)「タイ共産党の武装闘争路線への道筋——東北部シーサケート県の共産主義運動(1949-52年)を手掛かりとして」

豊田和規(日本ワヤン協会)「ジャワの宮廷詩人ロンゴワルシトの思想」

(以上、会場は上智大学)

## 中部地区

2009年1月24日

河野佳春(弓削商船高等専門学校)「アンボンの村落慣行、その歴史的変遷とバリエーション付 紛争『後』の村落について」

2009年2月21日

川口洋史(名古屋大学大学院生)「ラタナコーシン朝前期におけるシャム・ビルマ関係——タイ語外交文書およびビルマ語外交文書タイ語訳から見た」

2009年3月14日

伊藤渚(名古屋大学大学院生)「首都ビエンチャンを中心としたラオス手織物工芸——市場化・国際化するラオス社会のなかの伝統染織」  
 (以上、会場は名古屋大学)

## 関西地区

2009年1月31日

鈴木玲治(京都大学)「長期休閑型の焼畑移動耕作が森林植生の長期的変化に与える影響——ミャンマー・バゴ山地のカレン集落の事例」

増野高司(国立民族学博物館)「タイの森林保護政策と山地住民の農地利用——ヤオ族の事例」

2009年2月14日

高野さやか(東京大学大学院)「スルタン租借地をめぐる訴訟群——インドネシア・北スマトラ州におけるアダット復興とスルトンの帰還」

泉川普(広島大学大学院)「1930年代東ジャワに

おける日本人物産商の活動について——農産物取引からのアプローチ」

(以上、会場は京都大学)

## 中国・四国地区

2008年11月22日

八尾隆生(広島大学大学院)「ハノイに故都の跡を巡る」

2008年1月24日

藤田英里(広島大学大学院助教)「バンテンにおけるココヤシ栽培と世界恐慌」

(以上、会場は広島市女性教育センター)

2008年2月28日

大橋厚子(名古屋大学大学院)「19世紀前半ジャワ島の社会経済的環境概観——『強制栽培制度』研究事始め」

(会場は広島県立生涯学習センター)

## 九州地区

2008年11月15日(東南アジア研究会との共催)

徳安祐子(九州大学大学院生)「村の家と森の家——ラオス山地民カタンの住まう空間」

日下渉(京都大学グローバル COE 研究員)「フィリピン市民社会の「二重公共圏」における「市民」と「大衆」の道徳的対立——アイデンティティの言説的構築に着目して」

(会場は九州大学)

2008年12月20日(第21回APU東南アジア研究フォーラムとの共催)

葉山アツコ(久留米大学)「フィリピン・アップランドの森林資源管理における住民組織の役割——ミンダナオ・ダバオの開拓村の事例」

近藤まり(立命館アジア太平洋大学)「紛争地域における企業の社会的貢献プロジェクト——ミンダナオにおけるAMOREの事例より」

2009年2月4日(第4回NPO/NGO研究会および第22回APU東南アジア研究フォーラムとの共催)

佐藤奈穂(京都大学大学院生)「カンボジアにおける施設型子ども支援と農村の相互扶助——孤児・貧困世帯児童への支援をめぐる一考察」

(以上、会場は立命館アジア太平洋大学)

2009年3月8日(福岡女子大科研研究会との共催)

坪井祐司(立教大学非常勤講師)「英領マラヤにおける人種概念の形成——人口統計にみるマレー人の概念化」

(会場は九州大学)





**事務局より**

## 1. 会員情報の変更届について

転居や就職などで会員情報の登録内容に変更がある場合や退会する場合には、すみやかに以下の要領で変更手続きをとってください。

## (1) 変更届けの提出

・学会ウェブサイトを利用する場合、学会ウェブサイトの「会員登録の変更・退会届」のページで変更のある項目のみ入力して送信してください。電子メールを通じた届けでもかまいません。

・Fax や郵便を利用する場合、次ページの「変更・退会届」をコピーして該当事項を記入し、東南アジア学会会員管理係に送付してください。

## (2) 会員メーリングリストの登録アドレス変更

・メールアドレスを変更した場合、上記の変更届と別に会員メーリングリスト (SEAML) に登録したメールアドレスの変更を行う必要があります。学会ウェブサイトの「東南アジア学会メーリングリストSEAML 案内」の「登録変更ページ」で旧アドレスを解除した後、新アドレスの登録を行ってください。

\*退会する場合にはメーリングリストの解除も忘れずをお願いします。

## 2. 学会からの連絡等を郵便で受け取りたい場合

・本学会からの連絡は基本的にすべて会員メーリングリスト (SEAML) を通じて行っています。郵送による連絡を希望する会員は、「郵送希望書」の提出と、会費と別に郵送手数料 (年間2000 円) が必要となります。

・退会以外の理由でSEAML から登録アドレスを解除する場合、「郵送希望書」を提出していただかないと学会からのお知らせが届かなくなりますのでご注意ください。郵送を希望する場合は、次ページの「郵送希望書」に必要事項を記入し、東南アジア学会会員管理係に送付してください。同じ内容が記載されていれば電子メールによる連絡も受け付けます。

\*なお、郵送手数料は当該年度の会費とまとめてお支払いくださるようお願いいたします。

## 3. 入会手続きについて

・本学会への入会には本学会の正会員1 名の推薦が必要です。入会を希望する方は、学会ウェブサイトから入会申込書を入手して必要事項を記入し、推薦者の署名・捺印を受けた上で、東南アジ

ア学会会員管理係に送付してください。

4. 本学会の諸規程、研究大会案内、地区例会案内などについては学会ウェブサイトをご覧ください。

5. 研究大会の報告者募集について、詳細は1 月と7月にお送りする研究大会予報をご覧ください。

6. 旅費の補助について: 研究大会で研究報告を行う若手会員の旅費の一部を補助します。該当者は研究大会での報告が決まったら大会理事にお問い合わせください。

7. 会誌への投稿について: 会誌『東南アジア 歴史と文化』への投稿を希望する方は、学会ウェブサイトにある投稿に関する諸規程をご覧ください。

8. 会費について: 年会費は、一般会員8000円、学生会員5000円です。振込先は以下の通りです。郵便振替口座00110-4-20761 東南アジア学会  
なお、郵便局以外の金融機関からの振込みの場合は、以下の口座宛にご送金ください。

口座名「東南アジア学会 (トウナンアジアガックイ)」 店名「〇一九 (ゼロイチキュー)」  
店番「019」 口座種別「当座」 口座番号「0020761」

## 東南アジア学会事務局

〒441-8522 愛知県豊橋市町畑町1-1  
愛知大学国際コミュニケーション学部  
加納寛研究室

Tel: 0532-48-0111 (ex. 7355)

Email: [jsseas@ml.rikkyo.ne.jp](mailto:jsseas@ml.rikkyo.ne.jp)

URL: <http://www.jsseas.org/index.html>

## 会員情報係

(株) 京都通信社

〒604-0022 京都市中京区室町通御池上ル御池之町 309 番地

TEL 075-211-2340

FAX 075-231-3561

Email [jsseas-db@ml.rikkyo.ne.jp](mailto:jsseas-db@ml.rikkyo.ne.jp)

---

東南アジア学会会報 第 90 号

2009 年 5 月発行

発行 東南アジア学会事務局 (会長 伊東利勝)  
編集 東南アジア学会事務局 (総務 加納寛)  
所在地 〒441-8522 愛知県豊橋市町畑町1-1  
愛知大学国際コミュニケーション学部 加納寛研究室  
TEL 0532-48-0111 (ex.7355)  
Email [jsseas@ml.rikkyo.ne.jp](mailto:jsseas@ml.rikkyo.ne.jp)  
URL <http://www.jsseas.org/index.html>  
郵便振替 00110-4-20761 東南アジア学会

---